

# 11世紀ビザンツ貴族の教会施設経営と家産政策

——ミカエル・アッタレイアテスとその施設——

大 月 康 弘

## 1. はじめに

本稿は、ビザンツ帝国においてしばしば見られた俗人有力者層＝「貴族」による教会施設の設立・経営行為の概要を、11世紀後半の法曹官僚ミカエル・アッタレイアテスの事例に取材して、紹介しておこうとするものである。

ビザンツ帝国において、教会施設設立事業の多くが、皇族をはじめとする俗人有力者層により担われたことはよく知られている<sup>1)</sup>。少なからぬ有力俗人たちが、ある時には支聖堂を、しかし多くの場合には修道院や慈善用諸施設（救貧院、病院、孤児院、老人収容施設等）を、自らの意志と財源によって設立し、それをキリストの「神」 $\Theta\acute{\epsilon}\omicron\varsigma$ に「寄進」したのである。それら施設財産の所有権は、理論上「神」に帰せられた。しかし、彼らは、教区主教の精神的監督下に服しつつ、事実上それを一族の「家産」として保有していたのである。この教会施設設立・「寄進」事業は、古代末期以来ビザンツ一千年の歴史を通じて見られる文化伝統であり、イコノクラスム期の「停滞」を経て、10世紀以降再び盛んとなっていた<sup>2)</sup>。

筆者は、ビザンツ中期に出現する文書『テュピコン』についての先の覚え書きの中で、(1)この修道院設立文書の10世紀末以降における頻出が、ビザンツ修道院制度の「隆盛」と軌を一にしていたこと、(2)しかし文書叢生に反映される俗人の設立行為は、単に修道制の展開と修道院所領の増大との関連においてのみ捉えられるべきでないこと、を指摘した<sup>3)</sup>。この文書

の「起草」を発生せしめた主要モチーフは何よりも施設財産保全への配慮にあったと考えられたし、施設設立行為そのものもまた、「宗教的敬虔」のみに支えられていたとは考え難いものだったのである。

マックス・ヴェーバーは、前近代社会での政治・社会秩序の編成原理について論じた『支配の社会学』中の行論において、11・12世紀にとりわけ顕著であったビザンツの「修道院寄進」Klosterstiftungen について以下のように述べている<sup>4)</sup>。

「土地——例えば一つの例をとれば、築港が予想されるためにその価値と収益とが著しく高まるであろうような・コンスタンティノープル内の建築用地——が寄進される。寄進された修道院は、明確に限定された数の修道士に明確に限定されたプレベンデを給付しなければならず、また、明確に限定された数の貧民に同じく明確に限定された施物を与えなければならない。このほかに、さらにその他の管理費用が加わる。しかし、修道院の支出を越えるその収入の全余剰分は、寄進者の家族に帰属するのである。この最後の規定に寄進の本来の目的があることは、明らかである。すなわち、修道院建設という形をとりながら、実は、宗教上の保護を受ける・とりわけ修道院財産として世俗権力——すなわち家産官僚制的権力——の介入から保護された・しかも収入の増加が将来予想されるような・家族世襲財産を設定すると言うのが、寄進の本来の目的なのである。……（中略）……すなわち、教会財産として聖別する<sup>ヴァイエ</sup>ことは、絶対的な安全性ではないとしても、ともかく世俗の官吏層の恣意的な介入に対する最良の保障を提供したわけである。」

ヴェーバーによれば、ビザンツの政治・社会秩序は、<sup>フルヴィトレール</sup>専断的なヘルに導かれた家産制的官僚体制であり、この専断的ヘルが宗教事項をも統べる「<sup>ツェザロバジスティッシュ</sup>皇帝教皇主義的」体制であった。このような秩序体にあっては、資本主義の発生を阻止する作用をもつ諸要因が自ずから内包され、あるいはまた新たに生み出されたという。すなわち、「家産制的な司法や行政の基盤

の上においては、一切の法的保障が不安定である結果、財産を特別の仕方  
で人為的に不動化するという現象が生ずることがある」のである。ヴェー  
バーは、上に類型化したビザンツの「修道院寄進」の一定型<sup>9)</sup>を、そのよう  
なビザンツの秩序体制の中から積極的に発生し、かつこの秩序社会が有す  
る「資本主義を阻む消極的作用」をなお一層強化する現象の一つとして捉  
えた。ビザンツ帝国の支配のあり方が、帝権を中心として、多少とも個々  
の皇帝の恣意のもとに機動された官僚群に依っていたことには異論はない  
だろう。「修道院寄進」を、この帝国支配体制の「積極的な帰結」として捉  
えようとするヴェーバーの視点は、「資本主義の発生を阻止する」云々は  
一応置くとしても、ビザンツ社会の中でこの現象がもった機能的含意の重  
要性を十分に示唆している。

ヴェーバーが寄進者の家産（防衛）政策の文脈で表現したように、この  
現象は、何よりも有力俗人たちの積極的な意志と行為に基づいていた。そ  
のインセンティブが、果たして一義的に帝国の「家産官僚制的権力」の恣  
意的介入に対する私的資産の「防衛」に置かれたかについては、差し当た  
り答えを留保せざるをえないが、彼らの積極的発意により修道院をはじめ  
とする教会施設の「寄進」が行われたことは事実である。本稿では、この  
行為を支えた彼らの現実的動機（家産政策）という点を念頭に置きながら、  
俗人有力者＝「貴族」層によるそれら教会施設設立・経営行為を概観し、  
帝国権力また教会との関係の中でこの行為が有した性格をめぐって若干の  
知見を得ておきたい。以下では、まずはじめに、アッタレイアテスの生涯  
と彼がその施設のために起草した文書の概要を辿り、次いでその文書に見  
られる施設運営規定を概観して、11世紀後半の帝国社会の趨勢の中に彼の  
行為を位置付けることとしたい。

## 2. 11世紀ビザンツとアッタレイアテスの『定書』Diataxis

ビザンツ帝国の11世紀は、国内的にも対外的にもまさに激動の時代であった。10世紀にマケドニア朝により確立された皇帝専制・官僚統治体制は、この世紀の半ばまでには完全に弛緩し、40年代以降になると、皇位をめぐる「属州貴族層」の反乱が繰り返されるようになる。この時期の皇帝の目まぐるしい交代は、アレクシオス・コムネノスの登極（1081年）までの56年間に13回にもものぼり、この政治的不安定は、この世紀の帝国の趨勢を如実に表している。そしてまたこの時期には、帝国を取り巻く国際的情勢も急変を告げていた。1055年にバグダッドに入城してイスラム世界の実質的覇権を握ったセルジューク・トルコ族が、まもなく帝国東部国境にも姿を現すようになったのである。彼らは、1065年にはアルメニアを占領、それに続いて小アジアへの侵入を開始し、70年代半ばには、小アジア内陸部のかなりの部分を手中に収めていた。アレクシオス・コムネノスが帝位に就いた時には、ペチェネグ族との攻防やロベール・ギスカール率いるノルマン・シチリア人のバルカン侵入も加わり（1081年10月にはデュラキオンが陥落）、帝国はまさに存亡の危機さえ迎えるのであった。

帝国が内外におけるこのような激動に見舞われる中であって、この世紀がまた一方で、教会施設の設立・再建の時代でもあったことは興味深い。前稿で指摘したように、俗人による教会施設の設立行為は、10世紀後半以降、その『設立文書』の起草をもってその痕跡を雄弁にとどめることとなった。実際、11世紀に入ると、これら文書の存在により個別的に確認することのできるこの行為の隆盛は、時代を特徴付ける現象ともなっている<sup>6)</sup>。ここで取り上げるアッタレイアテスの施設もまた、帝国の激動期たる11世紀後半におけるその代表例であり、彼の起草した文書は、その実態を浮かび上がらせる貴重なドキュメントなのである。

アッタレイアテスは、1077年、その宗教施設についての「設立文書」を

起草している。『定書』 diataxis と題されたこの文書は、10世紀半ば頃より盛んに作成され、今日にもその多くが伝わる「修道院文書」の一系列『設立規定書』 ktetorika typika に属するものである。この ktetorika typika/diataxis の社会的性格についてここで最小限再言しておけば、9世紀から15世紀にわたり50件ほどの事例が知られる文書群で、施設所有者 ktetor (大概是設立者自身) が、各自の施設の保全を目指して、多くの場合施設設立に先立ち起草した私的文書であった。通常、当該施設の運営や所属修道士たちの日常的当為等を定めた「規律書」と、設立者の「遺言」という二重の性格を有する文書であり、その性格上、世俗法廷において開陳されうるものであった。

さて、アッタレイアテスの文書は、1077年の原本 protypon 起草時に同時に作成された「写し」 isotypon が、現在アテネ国立図書館に Codex Constantinopolitanus Metochii Sancti Sepulcri 375. として所蔵されている。これは、元々はコンスタンティノープルの総主教座文書館 patriarchikes bibliothekes に保存されていたこの町の「聖墳墓の館(メトキオン)文書」中の一部分であり、「上質で柔らかく滑らかな」(Lemerle) フォリオ判(180×135mm大)羊皮紙100葉の表裏にわたり記されたものである。各葉とも125×95mmのスペースに17から19行が収められており、最後部に配置された皇帝文書(の写し)部分の破損がはげしいものの、アッタレイアテスの自筆サインが二ヶ所に認められるものである<sup>7)</sup>。(本稿末尾128頁を参照)一方、これとは別に、現在イスタンブール(コンスタンティノープル)の総主教座文書館 Bibliothek tou oikoumenikou Patriarcheiou には、1761年5月22日の作成日付けを持つ上記アテネ国立図書館収蔵の手写本のコピーが、Codex de l'École Théologique de Chalki 85. として収められている。これは、マルマラ海に浮かぶカルキ島の諸修道院に保存されていた手写本群に含まれていたものであり、今世紀になり上記文書館に移されたのだった<sup>8)</sup>。こちらは、210×165mm大の377葉から成る一コーデックスの中に、他の文

表1 アッタレイアテス『定書』Diataxisの構成

<p>表題 (1-5)</p> <p>自伝的序文 (6-116)</p> <p>救貧院への寄贈財産リストと残余資産についての指示 (117-212)</p> <p>＝「聖化された不動産について、また、それらが相続人のみに帰属し、皇帝・教会の支配から自由であることについて」</p> <p>トラキア所在の財産</p> <p>コンスタンティノーブル所在の財産</p> <p>奉納文 (213-246)</p> <p>介入者に対する呪詛 (247-262)</p> <p>意欲ある信者の善行が看過されざること (263-279)</p> <p>創設者と後継者について (280-579)</p> <p>寄贈財産の運用について</p> <p>土地財産管理について (580-624)</p> <p>違反者への処罰 (625-648)</p> <p>修道院長 hegoumenos の指名について (649-680)</p> <p>修道士数について (681-778)</p> <p>アポタゲー (=修道士の持参金) について (779-813)</p> <p>頌栄の祈り doxologie について (814-817)</p> <p>修道士への現金支給と手当てについて (818-840)</p> <p>公正さについて (841-861)</p> <p>[修道士が受け取るべき財貨] (862-873)</p> <p>[祭礼のための諸経費] (874-892)</p> <p>[子孫が不適格である場合について] (893-934)</p> <p>[子孫断絶の場合について] (935-979)</p> <p>パロイコイと小作人について (980-986)</p> <p>不動産登記証書 dikaiomata について (987-1015)</p> <p>[種々の規定] (1016-1090)</p> <p>追記 (1091-1117)</p>
<p>「慈悲深き修道院 hē monē tou panoiktirmonos」帰属財産一覧 (1118-)</p> <p>聖なるイコン類 (1173-1207)</p> <p>聖器物 (1208-1226)</p> <p>書籍 (1227-1295)</p> <p>布地類 (blattion) (1296-1313)</p> <p>土地財産 (1314-1342)</p> <p>追記 (1343-1352)</p>
<p>ミカエル (7世) ドゥーカスによるクリュソプーロスの「写し」 ison (1357-1482) 1075年3-4月。</p> <p>ニケフォロス (3世) ボタニアテスによるクリュソプーロスの「写し」 (1483-1722) 1079年5月。</p>
<p>追記 (修道院に寄進された書籍、物品の確認) (1723-1805)</p>

註：( ) 内は Gautier 版による行目次

[ ] 内の見出しは、ゴティエによる補足

書とともに書き記されており、アッタレイアテスの文書は folio 3<sup>r</sup>-59<sup>r</sup> に収められている。

さて、この文書は、上記アテネ国立図書館収蔵のオリジナルをもとに、まず K. N. Sathas, *Mesaiōnikè Bibliothèke*, I. Venise, 1872. p. 3-69. に採録・刊行され、次いで、この Sathas 版を踏襲し、若干の訂正・補訂を施して、F. Miklosich et J. Müller, *Acta et diplomata graeca medii aevi*, V. Wien, 1887. p. 293-327, 135-145 (chrysobulles), 470-472 (les additions postérieures). に収録された。この Miklosich/Müller 版は、長らくこの文書の底本となる。しかし、その分断された採録形態からも察知されるように、それは文書の原型を再現するものとは言い難かった。その後、「カルキ写本」の出現を踏まえて両写本の詳細な検分を行ったポール・ルメルが、テキストの再校訂の必要性を訴えたが<sup>9)</sup>、これを受けて、1981年、ポール・ゴティエの努力によりフランス語訳付きの新たな校訂版がもたらされることとなったのである<sup>10)</sup>。

アッタレイアテスの『定書』の構成は、そのゴティエ版に従えば表1の通りである。それは、(1)設立を宣言し自伝的記述を含む本来の意味での「設立文書」的記述、(2)修道院での日常生活のあり方や年間を通じての各種業務について事細かに指示した狭義の「規定書」typikon 的部分、(3)施設付属の財産を書籍の各々に至るまで明細に記録した「財産目録」brebion から構成されている。そして、アッタレイアテスの『定書』の場合、(4)いわば“皇帝のお墨付き”である二通のクリュソブーロス chrysobullos (の「写し」isotypon) が添付されている。すなわち、ミカエル7世ドゥーカス帝(在位1071-1078年)およびニケフォロス3世ボタニアテス帝(在位1078-1081年)による、各々1075年4月、1079年5月付けの「黄金印璽付き」皇帝文書である。

(1)と(2)の部分については後に触れるとして、ここでは(3)(4)の概要を、ルメルの注釈を参考にしながらゴティエ版によって簡単に紹介しておこう。

「財産目録」 **brebion**。その本体部分 (l. 1118-1352.) は「規定書」部分 *typikon* と同時に作成された。まず初めにコンスタンティノーブルの修道院で使用される聖器類 *ἱεροὶ κειμηλίοι, ἱεροὶ σκευαί* と書物 *βιβλίοι*, 布地類 *βλαττίοι* の一々を確認した後, この複合施設全体に特定された土地所領名 *ἀκινήται κτήσεις* を列挙する。「目録」には数次の追記が認められ, この本体部分に為された追記のほか, 二つの皇帝文書の後, まさに文書全体の末尾に位置付けられる追加記事 (l. 1723-1805.) がある。これらの追記部分は, 首都の修道院に寄贈された, ないしこの修道院が自ら購入した物品・書物を記録している。文書末尾の方の追加資産の受入れ・登録は, いづれも設立者アッタレイアテスの死後に為された行為であり, そのことがその都度の追記冒頭で述べられる。

これらの追記のある箇所は, その寄贈が行われた年月を記録している。その第一は本体中に認められ (l. 1200-1208.), アッタレイアテスの「顧問」*γραμματικός* でもあった修道士ヨハネスの寄贈を伝えている。それは, 「第8インディクティオの10月」とあることから, 1084年の10月に為されたものであった。同じく本体中に認められる追記 (l. 1273-1289.) は, アッタレイアテスが「財務担当」*oikonomos* に指名した修道士ミカエルによる書物寄贈を伝えている。これには二つのリストが付け加えられており, 第二のリストには日付けが記されていないものの, 第一のリストが「第8インディクティオの3月」つまり1085年の3月の日付けをもつ。

二皇帝による『黄金印璽付文書』*chrysobulloi*。いづれも, アッタレイアテスの要請に基づき, 行政各部局の裁可<sup>11)</sup> を経て『定書』起草の前後に発布されたものである。ミカエル7世の文書は, 「ライデストスの建物とテマ・トラキアおよびテマ・マケドニアにおいて購入された財産」 (l. 1373-1386.) と述べて, これに対する免税措置を伝えている。後述する親ボタニアテス派としてのアッタレイアテスの政治的立場がこの時点で何ほどかの影響を及ぼしたかどうかは, 問題として残される。ニケフォロス3世の文



書は、アッタレイアテスが施設設立時点で交付を要請していたものの、2年後になってやっと交付されたものであり、ミカエル7世が認めたトラキア・マケドニアにおける所領の免税措置を確認する。皇帝文書は、2通とも免税措置が対象とする不動産名を具体的には列挙していない。「エクスクセイアを享受する所領は以下の通り」との文言で始まる部分 (l. 1713-1722.) は、記述順序からしてこのコピー isotypon における付記と考えられるという。なお、ニケフォロスの文書は、アッタレイアテスのこの『定書』 *διαταγή ἐγγράφος* にも触れ、そこでの諸規定を是認し、保証している。そこではまた、アッタレイアテスの要望により、12ノミスマタの「年金」 *solemnion* を与える旨も告知している (l. 1682-1689.)。

### 3. アッタレイアテスの生涯と家族

#### (1) 生涯

ミカエル・アッタレイアテスは、今日のビザンツ研究者の間では、まづ何よりも11世紀の帝国社会を知る上で貴重な『歴史』 *ιστορία* の著者として知られている<sup>12)</sup>。ニケフォロス・ボタニアテス帝に献じられたこの『歴史』は、アッタレイアテス自身の見聞に基づく同帝の事績の顕彰を中心記事として、1034-80年の内外の出来事をカバーした歴史記述である。ボタニアテスへの献呈と同帝についての好意的記述から、ビザンツでよく見られる皇帝賛辞文の系列にも数え入れられるが<sup>13)</sup>、我々が知る最終的な形として落ち着くまでにはニケフォロス廃位後の1081年以後にもなお筆が入れたと考えられており<sup>14)</sup>、いづれにせよこの激動期の帝国の様子を伝える第一級の史料となっている。

しかし、実生活におけるアッタレイアテスは、いわゆる狭義の文化人ではなかった。彼は、生涯を通じての法曹家であり、この立場から終生帝国に勤務した国家官僚であった。彼の著作としては、上記『歴史』のほか、共和政期から『バシリカ法典』(9世紀編纂)に至るまでの「ローマ法」

の展開を記しつつ、現行法についての見取図となるべく企図された『法学梗概』 *Ποίημα (σὺ Πόνημα, Πρόχειρον) νομικόν* が残されている<sup>15)</sup>。彼の法学的教養の深さを伝えるこの作品は、冒頭に付されたエピグラム中の文言およびその副題（“πραγματικὴ ποιηθεῖσα κατὰ κέλευσιν τοῦ βασιλέως Μιχαὴλ τοῦ Δουκά”）が示す通り、ミカエル7世ドゥーカス帝の求めに応じて纏められた作品で、同帝治世の第11インディクティオ、すなわち1072年9月から1073年8月までの期間に成ったものである<sup>16)</sup>。この著作は、多数の手写本により伝承されていることから<sup>17)</sup>、多くの読者を得たことを推察させるが、しかしそのことは、何よりも彼の法曹家としての面目躍如たる面を伝えていると言えるだろう。実際、彼は、早い段階から幾度となく「軍団付き判事」 *κριτής τοῦ στρατοπέδου* を勤め<sup>18)</sup>、その後首都の「ヒポドロームと天幕の判事」職 *κριτής ἐπὶ τοῦ ἵπποδρόμου καὶ τοῦ βήλου* に就任した高級官職者であった<sup>19)</sup>。

アッタレイアテスの父祖の地は、小アジアはパンフェリア地方の地中海沿岸都市アッタリア Attalia（現在のトルコ、アンタリヤ市）であった。（彼の姓は、生地由来している。）一家はコンスタンティノープルに移住したが、それがいつのことか、また何故かについては、一切知られない。彼自身の出生地についても、アッタリアであったかコンスタンティノープルであったか、研究者間で意見が分かれている<sup>20)</sup>。生年についても同様で、1025年説と1035年説の2説があるが、結局のところ決め手はない<sup>21)</sup>。没年は、先に触れた文書末尾部分の『財産目録』追記記事が「設立者」の没後の寄贈を伝えていることから、その記事が記された1085年までには亡くなっていたと考えられる<sup>22)</sup>。

『定書』の中の回顧的文章によれば、アッタレイアテスは中下層家門の出身であった。この回顧の中で彼は、地方のしかも上層家門出身でなかったことが、彼の官僚キャリアにとって不利であったということを繰り返して述べている。当時は、既に10世紀以来数世代にわたり首都を拠点として国

家の高位・高官を占め続けた有力家門が幾つかあったから、彼等との比較において、アッタレイアテスの出自が、そのキャリアに一定の限界を強いたことは十分想像される<sup>23</sup>。しかしまた一方で、『定書』の中でのアッタレイアテスは、この出自と比しての自らの社会的・職業的成功に大いに満足している。彼の両親は、コンスタンティノープルにおいて出来る限りの完全な教育を彼に施してくれた。彼の青年期の首都には、ちょうど1045年頃に復興された法科大学があったから<sup>24</sup>、おそらく彼は、この法科大学に学んだ後、上記官職者としての法曹キャリアを踏み出したものと思われる。

彼は、職業的成功と並んで、社会的な意味でも大成功を取めた。すなわち、*aristokratikoi* と表現される「法服貴族」層の仲間入りをも果たしたのである。このことを、彼は『定書』の中で次のように述べている<sup>25</sup>。

「……全能にしてこの上なく慈悲深く憐れみ深い御手からこのような非常な好運を得た私、罪深く全く不肖な私が、他処の卑賤な出身であるにも拘らず、元老院メンバーとなり、また元老院議員の中でも最も高貴な者たち、昔の言葉が「貴顕の人々」*ἀριστοκρατικοί* と呼ぶところのもの仲間入りを許され、また首都の裁判官の中の「最も傑出した者たち」*ἐπιφανεστάτοι* に数え入れられ、数々の国家の爵位 *τιμαὶ δημοσίας* を得たのであってみれば、私がかかると大きな幸いを与えたもうた神に対し、それに見合うだけの気持ちを必ずや示さねばならない。」

帝国社会の最上層部にまで達したとの自負は、この *aristokratikoi* なる語に端的に示されている。実際、彼は、数々の爵位の授与をもってその栄誉を讃えられた。表2は彼が得た爵位をまとめたものであるが、そこに見られるように、彼は、パトリキオス位に始まりプロエドゥロス位にまで叙される。9世紀末・10世紀初頭に新たに設定されたビザンツの爵位体系は、11世紀後半の社会体制の緩みと共に、いわばインフレーションを生じさせていた。参考までに、帝国内の事例分析に基づきこの時期の爵位体系について一定の見通しを立てたJ・P・シェイネにより、我々が当面する

表2 アッタレイアテスの爵位

皇帝（在位年）	爵位（受位年）
Constantinos X (1059-67年)	
Romanos IV (1068-71年)	patrikios (1069年) (a)
Michael VII (1071-78年)	anthypatos (1072-73年?) (b)
	vestes (1075-79年の間) (c)
Nicephoros III (1078-81年)	magistros (1079年4月以前) (d)
	proedros (1079年4月以後) (e)
Alexios I (1081-1118年)	

註(a) Historia, Bonn, p. 124. 12-13.

(b) typikon 本体部分のサイン (l. 1087.). Michael VII Doukas の chrysobullos (1075年5月) 中での言及 (l. 1374, 1419.). 『法学梗概』 *Πολύμα νομικόν* のタイトル中に見られることから, ミカエル7世治世初期にはこの位を帯びていた。J. & P. Zepos, *Jus Graeco-Romanum vol. 7.* p. 409, 412.

(c) Historia, Bonn, p. 3. ニケフォロス・ボタニアテスに宛てた書簡の中で記される。

(d) Nicephoros III Botaneiates の chrysobullos (1079年4月) 中での言及 (l. 1497, etc.). なお, vestes の直近上位 (prōtovestes, vestarkos, prōtovestarkos) に叙位されたかどうかは分からない。

(e) typikon 追加部分のサインに見られることから (l. 1115.), 1079年4月以降のこと。

1070年代（アレクシオス登位以前）の爵位序列を示しておくこと、表3のようになる<sup>26</sup>。この時期にあっても、ごく上位の爵位は、皇帝の係累や伝統的な有力家門の者にしか与えられなかったから、彼が得た位は、その中であってかなり上位のものであったと言ってよい。「他処の卑賤な」出身であった彼を大いに満足させたのは、何よりもこの社会的上昇であった。

## (2) 家族

アッタレイアテスは、一代のうちに以上のような「社会的上昇」を遂げたが、その両親については、父親エイレニコス、母親カレースという名が『定書』中に述べられるのみである。父親の社会的境遇（職業・官位等）についての言及が一切ないことから、彼の出自が中下層の家門であったことが示唆される。父母のほかには複数の姉妹があったようで、そのことは、彼の合意のもとに故郷アッタリアに彼女たちが一定の資産を相続していたという記事から知ることができる (l. 17-21.)。

表3 11世紀後半ビザンツの爵位序列 (Alexios I 登位以前)

1	<u>カイサル</u>	kaisar
2	セバストス	sebastos
3	プロートノベリッシモス	prōtonobelissimos
4	<u>ノベリッシモス</u>	nobelissiomos
5	プロートクロパラテス	prōtokouparates
6	<u>クロパラテス</u>	kouparates
7	プロートプロエドゥロス	prōtoproedros
8	プロエドゥロス	proedros
9	<u>マギストロス</u>	magistros
10	プロートヴェスタルコス	prōtovestarchos
11	ヴェスタルコス	vestarchos
12	プロートヴェステス	prōtovestes
13	ヴェステス	vestes
14	プロートアンテュパトス	prōtoanthypatos
15	<u>アンテュパトス</u>	anthypatos
16	イルーストゥリ奥斯	illoustrios
17	<u>パトリキオス</u>	patrikios
18	ディスヒュパトス	dishypatos
19	ヒュパトス	hypatos
20	プロートスパタリオス	prōtospatharios
21	<u>スパタロカンディダートス</u>	spatharokandidatos
⋮		

註 下線付きの爵位は、Kletorologion (=フィロテオス文書, 899年) に登場するもの

ミカエル自身の家族ということになると、彼は二度結婚し、二度とも妻と死別したことが『定書』の中で述べられている。最初の妻ソフィア Σοφία は、富裕な市民階層の出身だったようで、ミカエルが Selokaka なる所領の購入に当たって大金を支払わねばならなかった際、相当程度の資金を融通している (I. 36.)。しかし、彼女は、ミカエルと数年暮らしたのち「花の齢のうちに」 ἐν ἀκμῇ τῆς ὄρας 亡くなった (I. 29-30.)。ゴティエによれば、これは多分1047年以降のことであった<sup>27)</sup>。二度目の妻は、イレーネー Ειρήνη と云い、彼女も『定書』が作成された1077年時点には亡くなっていた。一人息子のテオドーロス Θεόδωρος が生まれたが、彼がいつ

れの結婚から生まれた子供であるかは残念ながら判然としない。この息子テオドーロスもまた、『定書』起草時点において爵位「ミュストグラフォス」 *mystographos* を帯び、「皇帝付書記官」 *notarios* として父親ミカエルと同様、法曹官僚としてのキャリアを歩みつつあったようである。

#### 4. アッタレイアテスの財産寄贈と「施設」管理

##### (1) アッタレイアテスの財産形成

アッタレイアテスが設立した施設は、2ヶ所の施設から成る複合体であった。すなわち、コンスタンティノーブルの「いと慈悲深き者 (=「キリスト」) の修道院」 *Μονή τοῦ Πανοικτίρμονος*, *monē tou panoiktirmonos* と呼ばれる小修道院と、マルマラ海沿岸の都市ライデストス (現在のトルコ、テキルダー) 所在の「救貧院」 *πτωχοτροφεῖον*, *ptōchotropheion* である。彼は、これら施設の中核部分を、生涯を通じて形成した自らの財産 (不動産) から振り向けた。施設に振り向けられた財産は、アッタレイアテスの全財産ではなかったが、彼の言葉によれば、「より上質でより豊かな部分」 (*ἐκ τῶν κρείττωνων καὶ τιμωτέρων*) であった<sup>28)</sup>。

ビザンツでは、属州行政や徴税請負に携わることで私的に莫大な財産を築くことが可能だった。巨大な再分配機構としての国家の業務に関与することで、「不正な」私的蓄財のチャンスを見出しえたのである。しかし、それにはまた大きなリスクが伴っており、多くの者が、この「蜜でまぶした毒薬」を口にしたのである<sup>29)</sup>。アッタレイアテスは、このリスクを賢明にも回避した。彼は、国家官僚としての一生を通じて得たサラリーを、堅実に土地・不動産に投下し、そこからの報酬・上がりを蓄積することで、結果的にはばかにならない資産を築いたのである。

彼は、その収入を首都とライデストスを中心とするマケドニア地方における不動産購入に振り向けた。これには、次段で触れるように、彼自身の結婚により生じた姻族関係が大きく影響していた。しかし、この資産投下

先の選択は、当時の帝国の対外情勢との関連で興味深い事例を提供している。彼にとっての父祖の地は、小アジアの都市アッタリアであった。そのアッタレイアテスが、首都とマケドニア地方に資産投下をしたことには、小アジア情勢の影響を考えないわけにはいかないからである。前述のように、この時期はセルジューク・トルコ族が小アジアの中心部にまで達していた。このような情勢下、アッタレイアテスもまた、他の貴族と同様、安全な資産投下先として「西方の」バルカンを選択したと考えられるのである。これは、彼に限らず11世紀後半のビザンツ貴族に共通して見られる現象であった。小アジア出身の貴族層ネットワークを基盤としていたビザンツ皇帝政権さえも、80年代にもなると、その人的基盤をバルカン地方に移さざるを得なくなるのである<sup>30</sup>。

さて、この地域に世襲財産を持たなかったアッタレイアテスは、その基本となる不動産を、親族(姻族)からの相続・購入によって獲得した。首都における資産の中核となったのは、義理の姉(妹)であるアナスタソスから購入した家屋、また妻の伯(叔)母で「プロトスパタリッサ」位を帯びるエウフロシュネーから購入した「小さな館」であった。ライデストスの救貧院については、同じくエウフロシュネーから購入した既存の建物を購入しそれ用に転用した。なお、記事によれば、後者を財政的に支える財産は物件購入時には既に相続していたという。

これら購入物件の周辺に、時に相続によって(1. 84.)、しかし大半は生涯を通じての購入によって、一連の資産が集積された。それらの面積を明示する文言は見られないが、ルメルの試算によれば、施設の置かれた敷地の面積は、およそ150リトッラ(=約3522㎡=約1065坪)であった<sup>31</sup>)。アッタレイアテスは、運用面でこの二つの施設を結び付け、以後両者を、共通の管理者を持ち、単一の教会施設として共同の収入を用いることとした。

## (2) 施設財政基盤

アッタレイアテスは、施設の収入源として、トラキア地方における四つの「所領」*προάστεια*、セリュンプリア（ライDESTOSとCONSTANTINOPOULOS間のマルマラ海北岸の都市）における数件の「家屋」*αὐλαί*、またCONSTANTINOPOULOS市内の四件の賃貸物件を特定した。それらからの収入が、施設の運営と、指定した諸支出を賄う上での堅実な財政基盤となっていたのである。少々長くなるが、これについて述べた『定書』中の該当部分を以下に引用しておこう<sup>32)</sup>。

「以下の資産は、三位一体において賞賛され礼賛される神の遺産となるために、私の救貧院に属するものとする。すなわち、マカロン村を含めたセロカカ Selokaka の所領、バブールー Baboulou 別名リボス Libos の所領、聖ミュロペー Hagia Myrope 別名モノケリオン monokellion の所領、またシュメオーニオン Symeōnion の所領、また、ノソコムイオン所在の諸所領の中にあるメタクサスの家屋、アルコリュケスの家屋、聖ソフィア（教会）との交換で入手した家屋、ケンタルコスの家屋、ほかである。……我らが偉大なる神にして救世主、聖処女より誕生したイエス・キリストの財産とした上述の不動産は、私の救貧院つまり修道院に帰属するものとしたい。そしてまた、以下のものもかくあるように。神の守り賜う首都にあり、私の「施設」*ptōchotropheion* (!) に隣接して、24ノミスマタで賃貸されるパン屋。14ノミスマタで賃貸される香水製造所。医師テオドロスに貸された家屋、これは5ノミスマタにて賃貸。これらにまた、プロートスパタリオス位の故トマス・ニカエオス<sup>33)</sup>の所有であったが、今や私の所有する家屋から上がる利益の半分を付け加える。それは、賃貸者から得られる36ノミスマタの半分、つまり18ノミスマタである。なお、残り18ノミスマタは、8ノミスマタが、一族の墓所であるキュパリスシオス Kyparissios の聖ゲオルギオス教会<sup>34)</sup>の聖職者たちの給与 *δόρα* の支払いに、あと10ノミスマタは、私と私の2人



の亡き妻ソフィアとイレネー、また私の両親エイレニコスとカレースの記念のために用いられねばならない。」

施設に特定された資産の名称は、「財産目録」brebionにも箇条書きのスタイルで登場する<sup>35)</sup>。しかし、我々は、そこでも上の引用文以上の細かな情報を得ることはできない。すなわち、各所領・各賃貸家屋の明確な所在場所やその広さ、また経営実態や収入の大きさを、より具体的に特定することはできないのである。施設財政の大きさも、次項で触れる各支出項目について指示された経費の合計から推測するしかないのである。

### (3) 施設経営の実態

#### 〔運営体制〕

施設には設立時点で5人の修道士が置かれたが、『定書』は、この点について施設財政の発展を前提に7名の修道士定員を定めて、次のように述べている<sup>36)</sup>。

「私の修道院における修道士数は、現在財源不足のため5名しか置かないが、7名と定める。けだし、この(「7」 *ἑβδομον*, *hebdomon* という)数字には、純潔 *παρθένον*, 高貴 *τίμιον*, 恩寵深き *πρόκριτον* が認められるからである。この数字の上に、全能の神の秩序によって、世紀 *αἰῶνες*, 一週間の長さ *ἑβδομάδων μέτρον*, そして天体の運行 *ἀστέρων δρόμος* が基礎付けられている。……もし、至善なる神の御加護と、純潔にして慈愛に満ちた聖母の御加護とによって、救貧院と修道院の収入が増大するならば、そして我が主イエス・キリストにかけて事態はそうなると思っているが、その時には、修道士の数を7名に増やし、また収入に応じて「施物」*ψυχικά* を増やすべし。……」

さて、このように定員を決められた修道士は、いづれも首都の修道院に帰属させられた聖職者であった<sup>37)</sup>。設立当初の5名のうち、4名については『定書』の中で具体名をもって記されている<sup>38)</sup>。運営体制への興味から

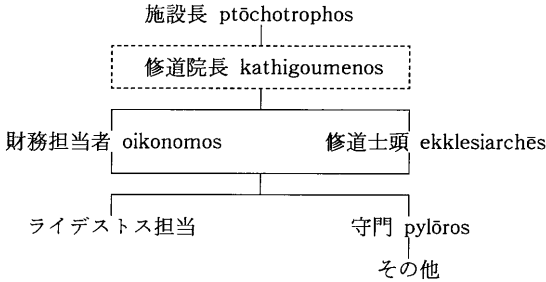
ここで彼らを登場順に記しておけば、「修道士頭」 ἐκκλησιάρχης, ekklesiarchēs<sup>39</sup> に任命されたアントニオス (l. 788.), ライデストスに救貧院の管理担当として派遣された別のアントニオス (l. 790.), 財務担当者 οἰκονόμος, oikonomos に任命されたミカエル (l. 1016.), またアッタレイアテスの精神的導師でもあったヨハネス (l. 1753.) である。財務担当者のミカエルは、後に修道院長 καθηγούμενος, kathigoumenos として登場し (l. 1275, 1731.), アッタレイアテスその人と混同されることもあったが、別人である<sup>40</sup>。

『定書』中の規定によれば、施設に所属する修道士は、例外なくテオドロースに始まる「施設長」 prōchotrophos の統制下に置かれるとされ、それは、傍系子孫による「管理者」 ἐφόρος, ephoros (後述) のもとでも同様とされた (l. 348-351.)。

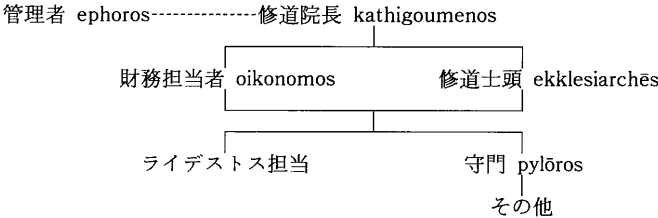
そこでは、施設経営体制について、事態に応じた幾つかのケースが想定されており (表4参照), 基本的には、実際上の「所有者」=「経営者」としてのアッタレイアテスの直系子孫が、「財務担当」修道士 oikonomos と「修道士頭」 ecclesiarchēs の援助を得て運営を行うこととされた。「修道院長」職 ἡγουμενεία は、彼の直系子孫が絶えた場合 (l. 361-369.), ないしはアッタレイアテスの相続人 κληρονόμος が特に望んだ場合 (l. 650sq.) にのみはじめて置かれることとされ、前者の場合、時の財務担当者が自動的にこれに就任することと規定された。上述の財務担当者ミカエルの昇任もかかる事態を受けてのことであったと考えられる (後述5)。この場合には、さらにアッタレイアテスの傍系子孫の中から「人格・識見において秀でた者」1名 (男子) が、いわば顧問的立場の「管理者」 ephoros として、この運営体制に参加することとされている。そして、アッタレイアテスの子孫が直系・傍系ともに絶えるようなことがあった場合には、施設全体が真に「独立の」 autodespoton 施設となるよう指示されたのである (l. 398-404.)<sup>41</sup>。

表 4 施設運営体制

直系子孫の場合



傍系子孫の場合



出所：Gautier, *Diataxis*, l. 348-404, etc. より作成。

〔施設業務と経費支出〕

『定書』は、施設が行うべき日常的業務について事細かな指示を行っている<sup>42)</sup>。それは、「神に献納された施設」の第一義の名目であった慈善的活動から、聖職者の給与、典礼に関わる事項に至るまで、具体的な数字をもって、極めて詳細にこれを指示しているのである。表5は、それらに関わる経費面から該当記事内容を一覧にしたものである。

『定書』の中で指定された支出の中で、最も大きな部分を占めたのは、施設に所属する聖職者への支払いであった。彼らは、役職に応じて定められた額の現金給与 *ρόγα*, *roga* と、小麦その他の現物支給 *φυχικά*, *psy-*

表5 『定書』に見られる「施設」の年間主要支出

I：現金支出			
A. ライデストス：			
(1)	4つの修道院，3つの教会に年金 <i>etēsia</i>	13 <i>nomismata</i>	
(2)	12人の貧しい老人に年金	12 <i>nomismata</i>	各 1 <i>nomisma</i>
(3)	アタレイアテスの記念式典（ムネモシュネー）に参加する聖歌隊員たちに	6 <i>nomismata</i>	<i>trachy</i> 貨で
B. コンスタンティノープル：			
(1)	修道院の食堂で供応する6人の貧民に	c.30 <i>nomismata</i>	毎日各 4 <i>foreis</i>
(2)	修道士への給付：「現金給与」 <i>roga</i> （院長を含め7名分）	54 <i>nomismata</i>	半分は <i>trachy</i> 貨で 半分は <i>tetartēron</i> 貨で
	食事のための手当金 <i>prosphegion</i> ：	15 <i>nomismata</i>	
		油代： 8 <i>nomismata</i>	
(3)	典礼，大祭礼時の貧民への供応・分配分	24 <i>nomismata</i>	
(4)	ろうそく，香木代，聖体拝領執行分	12 <i>nomismata</i>	<i>tetartēron</i> 貨で
		3 <i>nomismata</i>	一時払い
(5)	特別支出（恒常的なものではない）		
(a)	コ市総督の法的援助に対する「贈与」 <i>eulogia</i>	5 <i>nomismata</i>	
(b)	院長聖別時のストゥディオス修道院長への「贈与」	3 <i>nomismata</i>	
(c)	財務担当者ミカエルに対する特別給与として	10 <i>nomismata</i>	
(d)	聖ゲオルギオス・キュパリッソス教会の聖職者に （アタレイアテス一族の墓所がある）	18 <i>nomismata</i>	
II：現物支出			
A. ライデストス：			
(1)	施設に宿泊した巡礼者とよその貧民に対し，	パン：104 <i>modia</i>	毎週 2 <i>modia</i>
		ワイン： 52 <i>metra</i>	毎週 1 <i>metron</i>
(2)	12人の貧しい老人に，	小麦： 72 <i>modia</i>	各 6 <i>modia</i>
(3)	アタレイアテスの記念式典（ムネモシュネー）に参加する聖歌隊員たちに，	パン： 6 <i>modia</i>	
B. コンスタンティノープル：			
(1)	食堂で供応する6人とは別の貧民に，	パン：52 <i>m.modia</i>	日曜日毎に 1 <i>m.modios</i>
(2)	18人の極貧者に，	小麦：216 <i>modia</i>	各 12 <i>modia</i>
(3)	修道院長への現物支給（年間）	小麦： 48 <i>modia</i>	
		ワイン： 36 <i>metra</i>	
		乾燥野菜： 3 <i>modia</i>	
(4)	ほかの修道士への現物支給 （6人分，年間計）	小麦：198 <i>modia</i>	
		ワイン：144 <i>metra</i>	
		乾燥野菜： 18 <i>modia</i>	
(5)	教会の灯明代（年間）	灯油：150 <i>litrai</i>	

cf. 1 *litra* = 320g. = 0.432 *l.* が基本。

1 *modios* (= *annonikos modios*) = 26 + 2/3 *litrai* = 8,53 *kg* = 11,386 *l.*

1 *thalassios modios* = 40 *litrai* = 12,85 *kg.*

1 *m. modios* (*megas modios*) = 4 *thalassioi modioi* = 40 × 4 *litrai* = 51,2 *kg.*

(E. Schilbach, *Byzantinische Metrologie*. München, 1970. p. 99-100. より)

表6 『定書』に規定された修道士の給与

修道士区分 支給内容	修道院長 (kathigoumenos)	役職者 (diakonitai)	司祭 (presbyteroi)	その他 (loipoi)
現金給与 roga	12 nomismata	8 nomismata	7 nomismata	6 nomismata
小麦支給量	48 modia	33 modia	33 modia	33 modia
ワイン支給量	36 modia	24 modia	24 modia	24 modia
食事手当金	3 nomismata	2 nomismata	2 nomismata	2 nomismata
乾燥野菜	3 modia	3 modia	3 modia	3 modia
油代	2 nomismata	1 nomisma	1 nomisma	1 nomisma

出所：Gautier, *Diataxis*, l. 862-873. より作成。

chika, またこれらとは別に一定額の食事手当金 *προσφάγιον*, *prosphegion* を受け取った(表6参照)。前述のように、アッタレイアテスは聖職者数を7名に定めた。しかし、アッタレイアテスが定員を定めたのは、「7」という数字の魅力のみによったわけではない。固定された金額・物資量によって賄われた聖職者の増加は、およそビザンツの教会施設財政を圧迫する最大の要因であったのである。実際、彼は、施設の収入が増加し財政的に可能となった場合には、聖職者のさらなる増員を許していた<sup>43)</sup>。

さて、慈善活動のための経費と典礼用の支出が施設財政上重要な項目であったのは至極当然だが、これと比べて一見奇妙であるのは、建物の維持に関する経費が取り立てて規定されていないことである。次章で述べるように、その怠慢は「管理者」の罷免理由の重要な一項目ともなっている。しかし、この点について施設収入からの指定がない。この事態についてのアッタレイアテスの説明は特には見当たらないが、これは、この費用が、アッタレイアテスの相続人＝「管理者」に別途残された家産から支弁されるべく期待されていた、と考えるほかないだろう。

さらに財政面で興味深いのは、アッタレイアテス個人と何らかの関係があった他の困窮した諸施設に対する年次の現金給付 *ἐτήσια* である。すなわち、4つの修道院と3つの教会が、全体で13ノミスマというささやかな額ではあるが、このプログラムによる助成金に与ったのである (l. 506-

529.)。ここで、アッタレイアテス自身による説明を添えて登場順にそれらの施設名と助成額を引いておくと、

(1) 聖ニコラス・ファルコン修道院に3ノミスマタ。

(2) 聖ゲオルギオス修道院（ライデストスの町の城壁の東門の外にあった）に3ノミスマタ。これは、アッタレイアテスがカリスティキア受託者となって、息子テオドロスに委託していた施設であった。

(3) 聖プロコピオス女子修道院に2ノミスマタ。この施設は、トルコ軍による襲撃で荒廃したものをアッタレイアテスが再建し、最初のカリスティキア受託者バルダス・クセラデスなる人物から得て、テオドロスが第二のカリスティキア受託者となっていた。

(4) ダフネのテオトコス修道院に2ノミスマタ。

(5) プロドロモス教会（ライデストスの城壁の東門脇にあった）に1ノミスマタを trachy 貨<sup>44)</sup>で。

(6) 聖テオトコス・エレウーサ（「慈悲深き聖母」）教会に1ノミスマタ。

(7) 大天使ミカエル教会に1ノミスマタ。この教会には、かつて主教座 *ἐπισκοπή*, episkopē が置かれていたという。

アッタレイアテスによれば、「以上の修道院は、資産を失っており、援助が必要なのである。各修道院は、私の救貧院に帰属する家屋 aulai からの上がり *προσόδον* から年金 *ἐτήσια* を受け取ること。この年金は、細心の配慮をもって、私を記念するための典礼義務を負う修道士たちに配分されること」とされた<sup>45)</sup>。受取額が修道院より教会の方が少なかった点も特徴的であるが、注目されるのは、アッタレイアテス親子がカリスティキア受託者となって管理した (2) 聖ゲオルギオス修道院と (3) 聖プロコピオス女子修道院の二件である<sup>46)</sup>。これらの例は、この時期のビザンツ社会にあって、カリスティキアによる施設管理と私有施設経営とが協調的な関係にあり得たことを示している。

さて、施設の運営と財政を概観した本項の締め括りとして、表5に現れ

ていない現象に簡単に触れておきたい。

アッタレイアテスは、施設がその資産から得られる以外の収入を受け取  
ることを基本的には拒否した。しかし、例外的に容認された外部収入が二  
点あったのである。すなわち、(1) *titresion* と呼ばれる現物支給による一  
種の配当金制度に伴う土地受領と<sup>47)</sup>、(2)死者のための記念ミサを財政的に  
支えるために俗人が行った寄贈の受領である<sup>48)</sup>。このうち前者は、一片の  
土地区画の寄贈と交換に、俗人に対して毎年小麦を配分する制度であり、  
運用次第では施設の土地買収政策を積極的に進める上で利用することので  
きた方途であった<sup>49)</sup>。ともあれ、いずれの場合とも、俗人寄贈者は、規定の  
受領権以外に施設に対し何らの権利をも主張できなかったから、アッタレ  
イアテスはこれらは無害と判断し、容認したと考えられるのである。な  
お、彼は他処の修道院から聖職者を受け入れることを基本的に認めなかつ  
たが<sup>50)</sup>、修道士による「持参金」の受領をも容認しなかった。実際のケース  
としては、「修道誓願者」＝「剃髪者」*ἀποκειρόμενος* からの財産寄贈であ  
る「アポタゲー」*ἀποταγή*, *apotagē* が問題となったが、彼は断固その受領  
を認めないのである<sup>51)</sup>。

## 5. アッタレイアテスの意図と「施設」のその後

### (1) 「施設」の地位

アッタレイアテスは、ライデストスの施設のもとに、コンスタンティ  
ノーブルの修道院を従属させる形をとり、施設全体を *πρωχοτροφείον*,  
*ptōchotropheion* (=「救貧院」と呼んだ。そして、*πρωχοτρόφος*, *ptōcho-*  
*trophos* と呼ばれる施設長がこの複合施設を管理し、アッタレイアテスの  
血縁後継者がこれに就任することとした。施設は、この時期の他の施設同  
様、全体として「自治・独立」*αὐτεξούσιος καὶ αὐτοδέσποτος* の地位に置  
かれ、この世の如何なる権威にも服さないものとされる<sup>52)</sup>。

施設全体は、その「相続人」にして「所有者」、「守護者」としての

「神」に献納され、「神」のあとには、「聖母」、アッタレイアテスの守護聖人である「聖ミカエル」、コンスタンティノーブル市教会のパトロンである「プロドゥロモス」と、献辞が続く。実際上の関係という点では、アッタレイアテスは、当時有力であった首都のストゥディオス修道院に自らの施設の保護を期待している<sup>53</sup>。彼の修道院に「修道院長」*hēgoumenos* が置かれる場合には、その聖別は、この修道院のその時々院長により執り行われることとされ、『定書』は、その際のストゥディオス修道院への「贈与」として、3ノミスマタの支払いを指示している。また、施設に関わるあらゆる法的事項については、コンスタンティノーブル市総督 *ἐπαρχος Κωνσταντινουπόλεως* の保護を期待している<sup>54</sup>。アッタレイアテスは、市総督の援助に対しては、その都度5ノミスマタの献納金をもって報いるべきことと定めた。

この点から興味深いのは、皇帝が、クリュソブロースを発給して施設財産に免税特権を付与する以外には、この施設とほとんど関係を持たないことである。確かに、ニケフォロス3世ボタニアテスによるクリュソブロース(1079年4月付け)では、アッタレイアテスの要望に答える形で、年間12ノミスマタの「年金」＝「ソレムニオン」*solemnion* が国家より「修道院に」与えられるとされている。しかし、皇帝との関係はあくまでもこの文書発給場面に限定され、このソレムニオンの執行もまた、コンスタンティノーブル市総督の監督下、関係部局の実務に全面的に委ねられていたのである。

教会権力との関係にしても、また世俗権力と同様であった。『定書』には、ライデストスの主教もコンスタンティノーブルの総主教も積極的なかたちでは登場しない。つまり、「皇帝であれ、貴顕者(アルコン)、有力者であれ、また主教、聖職者であれ」、何人かの施設への積極的干渉は端的に排除されるのである<sup>55</sup>。結局のところ、この複合施設は、アッタレイアテスの事実上の個人財産にはかならず、息子テオドロースと、彼に始まる直系



子孫（の基本的に男子）に継承されるものであったのである。

## (2) 施設相続規定とその意義

アッタレイアテスの『定書』は、施設の「独立」維持と施設財産の保全に最大の関心を払っている。当時は、「カリステキア」（教会施設管理の俗人委託制度）が富裕な施設をも対象としてまさに「濫用」されつつあったから、『定書』は、これからの施設の「独立」に最大の関心を払っていたと言ってよい<sup>56)</sup>。それは、施設がカリステキア受託者 *charistikarioi* ないしその他聖俗の監督者のもとに置かれることを明示的に禁止し<sup>57)</sup>、施設とそれに付属の財産の全体を、彼の家の私有財産の中核として、長男テオドロスに遺贈することを宣言する<sup>58)</sup>。テオドロスは、前述のように *ptōchotrophos* と呼ばれる施設全体の長とされ、この地位は、テオドロスの直系子孫に受け継がれるものと規定された。

この「施設相続」についてのアッタレイアテスの指示は、彼が自らの一生を通じて築いた資産に対する思い入れのほどが読み取れる点で、また、当時のビザンツ貴族の家産政策のあり方を浮き彫りにする点で興味深い。その相続規定を端的に言い表わすと、施設に特定した財産の一体性・永続性を最大の目標として、その管理・運営を直系子孫に期待する、ということになる。

『定書』は、「直系子孫」*ἡ ἐφεξῆς διαδοχή* (l. 291. etc.) と「傍系子孫」*οἱ ἐκ πλαγίου συγγενοί* (l. 365. etc.) とを明確に区別した上で、傍系子孫が、施設と直系子孫に対して将来起こすかもしれない権利主張の可能性をあらかじめ端的に排除している<sup>59)</sup>。相続者として第一に指定されるのは、テオドロスと、その直系相続人の中の「最年長で、教養と誠実さにおいて他に優れる者」(l. 294-295.)であった。これら直系子孫は、修道院施設に対して、「主人」*κυριότες*, *kyriotes* として経済的経営権を含むいわば「オーナー的権利」を有するものとされている。これに対し、傍系メンバーは、

直系子孫が断絶した場合にのみ、その内の男子一名が経営権を持たない「管理者」*ἐφορος*, ephoros の地位に就くに止められた<sup>60</sup>。また、「相続人」は基本的に男子とされたが、適当な人物がいない場合には、一族の中の適格な女性が「管理者」となるよう定められた<sup>61</sup>。このことから、アッタレイアテスの目的が、家産の維持・保全にあったことは明らかである。そして、直系・傍系ともに血統が絶えるようなことがあった場合には、真に「独立」の自治施設とするよう指示されている。

さて、直系子孫と傍系子孫とのあいだでは、施設の余剰収入に対する権利面でも差が設けられた。『定書』は、施設収入の用途について、表5に見られるような事細かな指示を行ったが、テオドーロスとその直系相続人は、その支払いが済んだ後の残余収入のうち「3分の2」を受け取るよう指定される<sup>62</sup>。この場合、残りの「3分の1」は、施設の金庫に留保されることとされた。これに対し、傍系出身の相続人が「管理者」*ἐφορος* となる場合には、「修道士2人分の年金」*δύο μοναχῶν χρείαν*, および「150モディオイの大麥」*κριθῆς μοδίους ἑκατὸν πενήκοντα* が支払われるだけで、余剰収入の残余部分は、施設金庫と貧民への慈善的分配に等分されることと規定されたのである<sup>63</sup>。先に見た施設運営体制の違い(表4)は、「相続人」の法的立場と施設財産に対する権利面にも如実に反映されていたのである。なお、係累が絶えて施設が文字通り「独立」となった場合には、施設が余剰収入の全部に対して権利主張することとされた。

表7 施設の剰余収入に対する「相続人」の権利

直系子孫の場合	3分の2
傍系子孫の場合	150 modia の大麥 修道士2人分の年金
「独立」の場合	全剰余収入

アッタレイアテスは、将来彼の子孫から「不適格な施設管理者」が出現する可能性まで想定していた。『定書』は、その「不適格」*ἀύστηρός* の基準と排除の手続きについても指示を行っており、不適格の根拠として次の

3点を挙げている<sup>64</sup>。(1)『定書』に指定された必要経費(各種年金や灯明代等)の横領,(2)建物の修復・再建・維持の怠慢,(3)施設財産保護の失敗。

しかし、以上の条件に触れる不適格な「管理者」を排除することには慎重でもある。傍系相続人の場合もさることながら、直系相続人の排除となると、さすがにドラスティックな措置であった。『定書』は、かかる措置を軽々しく執ることのないよう、次のように排除手続きを定めるのである<sup>65</sup>。

「……私は以下のように定める。私が定めた規定と聖なる施設の利益に反する者に対して、(複数の)証人により書かれた3通の“警告文” *τρεις παραγγελίαι έγγραφοι επί μαρτύρων* を3ヶ月ごとに発すること。そして、その者がその後も矯正しない場合には、私の家の他の者がいるなら、徳と行いの素晴らしさにおいて優っている者が、その者に代わって尊重されること(=管理者となること)。」

### (3) 施設の「その後」

前述のように、『定書』の追記部分に記された日付けから、アッタレイアテスは1085年までには死亡していたと推定される。彼の財産の中核を成した施設は、その死後、息子であるテオドーロスの手に委ねられたはずである。ところが、既に言及したように、この一人息子のテオドーロスが、父ミカエルの死後まもなく、相続させるべき子を持たずに非情にも死亡してしまったと思われるのである。「財産目録」本体中の追記(1. 1200-02, 1273-74.)、また『定書』末尾に配置される「追加財産目録」(1. 1723-1807.)中の記事に見られる財務担当修道士ミカエルの「修道院長」昇任の事実は、まさにこの『定書』中の規定より解釈すれば、設立者の直系子孫断絶の際の措置であったからである。

彼には、テオドーロスのほかには子供はなかったから、前述の指示に従い、彼の施設は真に「独立の」施設になったものと思われる。アッタレイアテスの施設に関する記録は、1094年の秋から95年にかけてコンスタン

ティノーブルで開催された通称ブラケルナイ宗教会議における出席者リストでの言及が最後のものとなる<sup>66)</sup>。そこには、「アッタレイアテスの修道院の長 kathigoumenos」とあり、当時の修道院長某の出席の痕跡が認められるのである<sup>67)</sup>。

しかし我々は、施設のその後の運命について知ることができない。それは、引き続き「独立の」施設としての矜持を保ちえたのだろうか。この点については、ルメルが推測するように、最終的にはいずれかの「独立大修道院」ないしはコンスタンティノーブル総主教のもとに、その資産ともども吸収されていったものと考えてまず間違いないだろう<sup>68)</sup>。それがいつのことであったのか。その後の「アッタレイアテスの修道院」についての史料言及がない以上、我々は一切の判断材料を持ち合わせない。アッタレイアテス自身の署名を備える『定書』写し (isotypon) の後代への伝承経路ともども、それは闇につつまれているのである。

## 6. おわりに

ミカエル・アッタレイアテスの施設とその運営の概要は、以上の通りである。彼自身の起草になる『定書』＝設立文書は、施設設立の主旨・経緯から、相続規定を含めた施設運営のあり方、施設財産の具体的名称、またその処遇に至るまで、極めて具体的かつ詳細に規定し、伝えるものであった。この文書を作成し、資産の大半をその施設に充てた彼の意図が、家産の一体性・永続性の確保にあったことは、本稿での粗略な紹介からも容易に推察されえたであろう。実際、それは、傍系子孫から起こりうる権利主張の可能性までも事前に想定し、これへの規制を準備するほどの周到さをもっていたのである。

冒頭でも述べたように、アッタレイアテスの事例は、ビザンツ中後期社会における例外的存在では決してなかった。事実、11世紀後半という時期に限定しても、有力俗人たちによる教会施設の設立・経営行為は、帝国内

外の政治的・社会的不安定とコントラストをなして、この時代を特徴付ける一現象となっている。ヴェーバーが述べたように、それは、ある面では皇帝とその官吏たちの恣意的介入から解放されるための一方途であった。彼の言うビザンツの「家産官僚制的」支配とは、おそらくはプロノイア制を導入して一種の封建制的要素を導入したコムネノス家の支配のあり方を念頭に置いた上でのものと思われるが、この11世紀後半の時期にあっても、皇帝の相次ぐ交代劇によって、有力俗人、すなわち国家の高位官職・爵位保持者の政治的立場は、常に相対化され危うくなっていたのである<sup>69)</sup>。政治的立場の相違に起因する皇帝の私的財産への恣意的介入を未然に防ぐために、彼らに何らかの防衛策が要請されていたことは、想像に難くない。この時期、神聖化された財産のもつ相対的な安定性が求められたとしても、何ら不思議ではなかったのである。

もちろん、「神聖化」の手続きが、財産の一体性・永遠性を完全かつ恒久的に保証しうるものとは、実際のところ言い難かった。それは、いまだ管理権の委託（カリステキア）という手段によって、世俗・教会両権力による介入の危険に晒されていたからである。実際、アッタレイアテスが施設財産保全を損なう恐れのあるものとして第一に念頭に置いたのも、このカリステキアによる世俗・教会権力の不当介入であった。彼自身もまた、その本来の主旨（困窮施設の再建）に沿っていたとはいえ、この「制度」により、他の2つの施設管理を委託されていたのである。帝国社会を広範にまた重層的に覆い尽くした観のあるこの制度が撤廃されるのは、あと一世紀余りものちのことであった。

さて、理由はどうあれ、ある者が財産を一度「神聖化した」のちには、理論上それを還俗することはできなかったから<sup>70)</sup>、教会施設に特定されたそれら資産は、この時期以降、不可逆的に増加していったはずである。例えば、アッタレイアテスの施設と財産も、テオドーロスの死後に「独立」施設となったのちには、いずれかの経路を経て、公教会機構・独立大修道

院の所属へと流れ込んだものと考えられる。そして、この還俗不可能な地位は、たとえアッタレイアテスの子孫が連続し、彼らとその施設財産を「家産」として留保し続けたとしても、法手続き上、変わることはなかった。つまりそれは、ミカエル7世およびニケフォロス3世より得た免税特権を享受する限り、依然として「宗教的特殊財」の地位にとどまり、帝国財政に貢献することはなかったのである。

しかも、各施設において段階的にであれ資産の増大が志向されたとすれば、これら施設の存在は、ビザンツのその後の歴史にとって甚大な意味をもった、と言わざるをえない。実際、アッタレイアテスの施設にあっても、購入や相続、また俗人に対する *sitēresion* 制度等を通じて土地・不動産の集積が望まれ、また、ある種政策的にそれが企図されるよう指示されてもいた。実際、この「教会・修道院所領の増大」という現象は、11世紀後半以後の帝国社会の中で顕著に認められる事象として、研究史上多くの事例的根拠をもって論じられてきた。それは、あるいは史料の修道院への偏在から、端的にビザンツ修道院制度の隆盛を物語るものとされ<sup>71)</sup>、またあるいは、国家財政からの脱落という点に徴して、ビザンツ社会の「封建化」を説明する事象の一つとして位置付けられてきたのである<sup>72)</sup>。その研究史を全体として論評したり、この現象がビザンツ中後期社会の趨勢の中で持った意味を新たに全面的に検討するだけの余裕と準備は、ここではない。しかし、本稿で取り上げた事例一つをとってみても、この現象が中後期ビザンツの史的展開の中で極めて重要な役割を担ったであろうことは、改めて諒解されるのである。アッタレイアテスの事例に見られるような教会施設の増加と、それらに帰属せられた資産の増大という現象が、果たして帝国の伝統的な中央集権的統治に対してどのような作用・影響を及ぼしたのか、という問の全的解明は後日を期すよりほかない。しかし、彼をはじめとする11世紀の「貴族」たちによる教会施設の設立・「寄進」行為が、個別現象それ自体を越えて、ビザンツ中後期社会の帰趨を方向付ける歴史

的水脈の一つとなったということだけは、間違いなく言えるのである。

註

- 1) 俗人の宗教施設設立の概要をビザンツ全期にわたる代表的事例により追跡した近年の業績として、John Philip Thomas, *Private Religious Foundations in the Byzantine Empire*. Washington, D. C., 1987. がある。11世紀史という観点では、現象をこの世紀の一特徴としてとらえ、本稿で取り上げるアッタレイアテスの事例を含めた数例を『設立文書』研究のレビューで分析した Paul Lemerle, *Cinq études sur le XI<sup>e</sup> siècle byzantin*. Paris, 1977. が重要である。俗人による教会施設設立行為は、10世紀後半以降、多くの『設立文書』*ktetorika typika*, etc. を生んでその痕跡をとどめることとなった。19世紀よりこの文書群の校訂作業が盛んに行われ、今日でもなお行われつつあるが、ルメルの仕事もその流れの中に位置付けることができるだろう。
- 2) P・カラニスによれば、教会・修道院に帰属する土地の面積は、イコノクラスム直前の7世紀末には、帝国の全耕地面積の3分の1ほどであり、イコノクラスム終結後も、10世紀中には早くもその水準を回復していた。Peter Charanis, *The Monastic Properties and the State in the Byzantine Empire*. *Dumbarton Oaks Paper* 4 (1948) p. 54. そして、11世紀にもなると、それは相当の大きさに達していたようである。アッタレイアテスの『歴史』が伝えるところでは、イサキオス・コムネノス（在位1057-1059年）が、帝国国庫の充実のため幾つかの修道院からその資産の一部を接收したとき、その中の一修道院は既に帝国財産に匹敵するほどの資産を保持していたという。Attaleiates, *Historia*, Bonn, p. 61-62. P. Lemerle, *The Agrarian History of Byzantium*. Galway, 1979. p. 216. 実際、教会・修道院財産のこの拡大傾向は、時代を追って顕著となり、例えばアトス山のラヴラ修道院は、1089年段階で47,000モディオイ、1109年段階で51,000モディオイの土地資産を有していた。*Actes de Laura I*. Paris, 1970, no. 50, no. 58. そして、ルメルも指摘するように、これは同類の修道院の一例にすぎなかったのである。Lemerle, *Agrarian History*, p. 215.
- 3) 拙稿「ビザンツ中後期の文書『テュピコン』をめぐる」『一橋論叢』110-4, 1993年, 164-173頁。
- 4) マックス・ヴェーバー『支配の社会学』（創文社, 世良晃志郎訳）363-368頁, また590-591頁。これは、家産制的な司法・行政基盤の上に立つ前近代社会の「経済」に対する固定化作用について論じた箇所所述べられたもの

である。ここでヴェーバーは、<sup>アルヴィット・ヘール</sup>専断的な家産制的国家においては、ヘルとその官吏が行使する恣意と伝統による拘束とが、資本主義の発生に対して「甚大な関係」をもつとして、一わたりその作用の全体を概念化する。ここでの論点の中心は、ヘルとその官吏によって行使される恣意が、国家的秩序の機能作用における「計算可能性」<sup>ベッツ・ヘンバール・ガイット</sup>の欠如を含意するが故に、しばしば「経済上の革新を阻む支柱」となり、端的に言って「資本主義の発生を阻む」ことになるというものである。ヴェーバーは、資本主義の発生を阻むこの家産制的国家の作用要因を概念化した後、それが、一定の条件のもとでさらにその傾向を強化する現象を生ぜしめることがあると論じ、特別の仕方でも人為的に為される「財産の不動化」<sup>インキビジブルシフ</sup>現象をそれとして指摘する。そして、その典型的法形式としてヴェーバーにより挙示されたものが、ビザンツにおける「修道院寄進の一定の型」とイスラムの「ワクフ制度」であった。

- 5) なお、この文脈において留保を付けられた「修道院寄進の一定の型」という言説には、歴代皇帝の設立になる帝国修道院や、皇帝領の一部が特定されて設立された慈善諸施設についての豊富な事例、また勿論、用益権ともども公教会機構に寄進された事例等の存在が含意されている。上のヴェーバー・モデルとの関連で言えば、「専断的ヘル」による寄進（前者）が、それに親和しないことは言うまでもない。
- 6) 差し当たりは、前記拙稿165頁、表1を参照。
- 7) この写本の所在は、「カルキ写本」末尾に筆写生により記された記事（‘*Ἀντεγράφη ἀπαραλλάκτως καὶ ἀπαραμειώτως ἐκ τοῦ πρωτοτύπου μεμβρίνου κτητορικῆς τυπικῆς σωζομένου ἐν τῇ πατριαρχικῇ βιβλιοθήκῃ τοῦ ἐν Κωνσταντινουπόλει Μετοχείου τοῦ παναγίου καὶ ζωοδόχου Τάφου ἐν ἔτει ,αφῆα’*……）においても言及される。Paul Lemerle, *La diataxis de Micheal Attaleiates (mars 1077). Cinq Études sur le XIe siècle byzantin*. Paris, 1977. p. 69. なお、アッタレイアテスの自筆サインは、folio 62<sup>v</sup> (=Gautier, l.1087-90.), 64<sup>v</sup> (=Gautier, l. 1115-7.)にある。
- 8) この手写本コレクションは、プリンス諸島中の一島カルキの諸修道院に収蔵されていた手写本群を、1936年にイスタンブールの上記文書館に移し、整理したものである。Timothy E. Gregory, *Princes' Islands*. Art. in *The Oxford Dictionary of Byzantium*. Oxford, 1991. p. 1720.
- 9) Lemerle, *op. cit.* (註7)
- 10) Paul Gautier, *La Diataxis de Michel Attaliate*. *Revue des études byzantines* 39 (1981) p. 5-143. ゴティエは、既に70年代前半より、同誌を



舞台としてテレビコン群のフランス語訳付き校訂作業を展開していた。その精力的活動は多くの注目すべき成果を生んだが、それも1983年7月3日の53歳の誕生日における彼の突然の死により中断されてしまった。

- 11) 決裁を経た部局と月日は、各々以下の通り。  
ミカエル7世の chrysobulos (1075年) :  
τὸ σέκρετον τοῦ γενικοῦ λογοθέτου (ロゴテテース局), 3月  
τὸ σέκρετον τῶν οἰκειακῶν (オイケイアカ局), 3月28日  
τὸ σέκρετον τῆς σακέλλης (国庫局), 3月  
τὸ σέκρετον τοῦ οἰκονομίου τῶν εὐαγῶν οἰκῶν (宗教施設統括局), 3月30日  
τὸ σέκρετον τοῦ στρατιωτικοῦ λογοθέτου (軍団統括局), 4月14日  
ニケフォロス3世の chrysobulos (1079年) :  
τὸ σέκρετον τῶν οἰκειακῶν (オイケイアカ局), 5月  
τὸ σέκρετον τῆς σακέλλης (国庫局), 5月9日  
τὸ σέκρετον τοῦ μεγάλου σακελλαρίου (大サケラリオス局), 5月  
τὸ σέκρετον τοῦ οἰκονομίου τῆς δύσεως (東方財務局), 5月  
τὸ σέκρετον τοῦ γενικοῦ λογοθέτου (ロゴテテース局), 5月14日  
τὸ σέκρετον τοῦ στρατιωτικοῦ λογοθέτου (軍団統括局), 5月7日
- 12) Ed. von I. Bekker, *Corpus Scriptorum Historiae Byzantinae*. Bd. 34. Bonn, 1853.
- 13) Franz Tinnfeld, *Kategorien der Kaiserkritik in der byzantinischen Historiographie*. München, 1971. p. 135-143. なお、アッタレイアテスは、ニケフォロス・ボタニアテスへの賛辞と対応するかたちでミカエル七世ほか先帝たちの財政政策を批判した。しかし、ティンネフェルトも指摘するように、彼がミカエル七世からその所領についての免税特権を引き出していることに注目する必要がある。 *ibid.*, p. 137. n. 424. ビザンツ皇帝賛辞文のもつアンビバレンツがここでも確認されるわけである。
- 14) E. Th. Tsolakis, *Das Geschichtswerk des Michael Attaleiates und die Zeit seiner Abfassung*. *Byzantina* 2 (1970) p. 265f. なお、アッタレイアテスのこの『歴史』は、彼の導師でもあった修道士ヨハネスの寄贈により、後に一部が首都の修道院に納められた。W. Nissen, *Die Diataxis des Michael Attaleiates von 1077. Ein Beitrag zur Geschichte des Klosterwesens im byzantinischen Reiche*. Jena, 1894. p. 105. Gautier, *Diataxis*, 1. 1272.
- 15) J. & P. Zepos, *Jus Graeco-Romanum*. vol. 7. Athen, 1931. p. 409-497.

- 16) ミカエル・ドゥーカス帝は、当初、当代随一の知識人プセーロスに同帝のための法学教科書の執筆を依頼し、『法学便覧（シュノプシス）』 *Σύνοψις τῶν νόμων* (Günter Weiss, Die *Synopsis legum*) des Michael Psellos. *Fontes Minores II.* (hrsg. D. Simon) Frankfurt a. M., 1977. p. 147-214., J. & P. Zepos, *op. cit.*, p. 379-407.) を得ていた。しかし、その出来ばえに不満であった同帝が、アッタレイアテスに改めて依頼し、この『法学梗概』が成ったのである。この間の事情については、差し当たり、11世紀半ばの法学教育と、それを支えた二大人物クシフィリノスとプセーロスの著述について立ち入った検討を加えたヴォルスカ=コニュの以下の研究を参照のこと。Wanda Wolska-Conus, *L'École de droit et l'enseignement du droit à Byzance au XIe siècle: Xiphilin et Psellos. Travaux et Mémoire* 7 (1979) p. 1-107. esp. p. 97-101.
- 17) Zepos 版『ギリシア・ローマ法』に収録された『法学梗概』の編者 L. Sgouta (J. & P. Zepos, *op. cit.*, p. 411-412. n. 2.), および Jean A. B. Mortreuil, *Histoire du droit byzantin ou du droit romain dans l'Empire d'Orient depuis la mort de Justinien jusqu'à la prise de Constantinople en 1453, vol. 3.* Paris, 1843-46. (rp. Osnabrück, 1966.) p. 218-229. によれば、24通の写本が確認される。
- 18) 『定書』の中で彼は、「軍団つき判事」としてロマノス 4 世ディオゲネス帝とミカエル 7 世ドゥーカス帝の麾下、「対ペルシア戦、対アラブ戦、対スキュティコス（=ペチェネグ）戦に」赴いた、と記している。*Diataxis*, l. 1124-5. また、『歴史』の中でも、そのことを幾度となく示唆している。Lemerle, *op. cit.*, p. 88. n. 35. Attaleiates, *Historia*, Bonn, p. 8. 6-7, 102. 22-103. 1, 128. 21f., 196. 18, 256. 1-6.
- 19) Gautier, *Diataxis*, l. 2, 1087-8, 1115-6, etc.
- 20) アッタリア説をとるのは、ルメル Lemerle, *op. cit.*, p. 76, n. 8., ゴティエ Gautier, *Diataxis*, p. 12., ニッセン Nissen, *op. cit.*, p. 4., コンスタンティノーブル説をとるのは、ツォラキス Tzolakis, *Aus dem Leben des Michael Attaleiates (Seine Heimatstadt, sein Geburts- und Todesjahr). Byzantinische Zeitschrift* 58 (1965). p. 5-7., サタス K.N. Sathas, *Μεσαιωνική Βιβλιοθήκη*, I. p. ζ', およびカジュダン A. P. Kazhdan, *The Social Views of Michael Attaleiates. in Studies on Byzantine Literature of the Eleventh and Twelfth Centuries.* Cambridge U. P., 1984. p. 58. である。
- 21) クルムバッハーは、アッタレイアテスが自身の語る諸事件のうち自らの目撃

- に基づくと主張するのが1034年以降についてであることから、1020/25年説をとる。Karl Krumbacher, *Geschichte der byzantinischen Litteratur*. München, 1897. 他方ツォラキスは、『定書』148行目（ゴティエ版）に記される、ライデストスでの館購入の際の彼の年齢を30歳から35歳と想定し、この館が1063年9月23日の地震で倒壊したものであることから逆算して、1030/35年説をとる。Tsolakis, *Aus dem Leben*, p. 7-8.
- 22) Lemerle, *op. cit.*, p. 98. Gautier, *Diataxis*, p. 13-14. なお、R・デヴレス、R・ジャンン、E・ツォラキスらは、アッタレイアテスにより当初「財務担当者」oikonomos に任命された修道士ミカエルをアッタレイアテス当人と誤解した結果、彼の没年を1085年以降とする誤りを冒した。R. Devresse, *Codices Vaticani graeci. T. II. Codices 330-603*. Vatican, 1937. p. 16-18., R. Janin, *La géographie ecclésiastique de l'empire byzantin. T. 3. Les églises et les monastères*. Paris, 1969. p. 512-3. Tsolakis, *Aus dem Leben*, p. 10.
- 23) 1960年代後半から盛んになった、この時期の主要ビザンツ貴族の系譜・プロソポグラフィ研究の主要な成果として、D. Polemis, *The Doukai, A Contribution to Byzantine Prosopography*. London, 1968. J. F. Vannier, *Familles byzantines: Les Argyroi (IXe-XIIIe siècles)*. Paris, 1975. W. Seibt, *Die Skleroi, Eine prosopographisch-sigillographische Studie*. Wien, 1976. J. C. Cheynet et J. F. Vannier, *Études prosopographiques. Paris, 1986*. 等がある。なお、この研究動向と「封建制論争」の閉塞化との関連性に言及した根津由喜夫氏の指摘は、研究史上の問題点の一端を浮き彫りにしている。同氏「ビザンツ貴族と皇帝政権」『史林』71-3, 1988年, 2頁。
- 24) コンスタンティノス7世ポリフュロゲニトス没(959年)以後長らく閉鎖されていたコンスタンティノーブルの「帝国大学」は、コンスタンティノス9世モノマコス帝の文治政策の一環として、この時期復興された。「法科大学」は、後に総主教(在位1064-1075年)となるヨハネス・クシフィリノス Johannes VIII Xiphilinos を「学長」nomophylax とし開設された。しかし、同時期に復興された「哲学大学」がその後も命脈を保ったのに比べて、この「大学」は比較的短命に終わった(1054年頃閉鎖?) ようである。この間の事情については、P. Lemerle, *Le gouvernement des philosophes: L'enseignement, les écoles, la culture*. in *Cinq Études*. p. 193-248. esp. 207-212., Wanda Wolska-Conus, *op. cit.*, また井上浩一「コンスタンティノーブルの「法科大学」」(中村賢二郎編『都市の社会史』, ミネル

ヅァ書房, 1983年所収)を参照。なお, J. & P. Zepos, *op. cit.*, vol. I. p. 618-627. には, コンスタンティノス9世の「大学設置令」が収録されている。

- 25) Gautier, *Diataxis*, I. 42-49., “Τοιούτων οὖν καὶ τηλικούτων τετυχηκῶς ἀγαθ(ῶν) ὑπὸ τῆς παντοκρατορικῆς καὶ φιλαν(θρώπου) καὶ φιλοικτίρμονος δεξι(ᾶς), ἐγὼ ὁ ἁμαρτωλὸς καὶ πάντων ἀνάξιος, ὡς καὶ ἀπὸ ξένης καὶ ταπεινῆς τύχης εἰς γενέσθαι τῶν τῆς συγκλήτου βουλῆς καὶ τοῖς ἀρίστοις τῶν βουλευτῶν, οὓς καὶ ἀριστοκρατικούς ὁ παλαιὸς λόγος(ς) οἶδε καλ(εῖν), καὶ τοῖς ἐπιφανεστάτοις τῶν πολιτικῶν δικαστ(ῶν) συγκαταλεγεῖναι καὶ τιμαῖς δημοσίαις ἐναβρυνθῆναι, ὧφειλον πάντως τῷ τῶν τοσοῦτων ἀγαθῶν δοτῆρι Θεῷ ἀναλογοῦσαν τὴν εὐγνωμοσύνην καὶ ἀξιόχρεων| συνεισενεγκεῖν.”
- 26) Jean-Claude Cheynet, Dévaluation des dignités et dévaluation monétaire dans la seconde moitié du XIe siècle. *Byzantion* 53 (1983) p. 453-477.
- 27) その理由としてゴティエが指摘するのは, この所領購入に立ち合った国家側の「売買管理者」が, まさに1047年以降に登場する官職 *nomophylax* であったことである (I. 163.). 「法の番人」を意味するこの官職は, 註 (24) で触れたように, 当初コンスタンティノス・モノマコス帝により首都の「法科大学長」職として設定された。しかし, この官職は, その後まもなくその性格を変え, 国家と教会行政との間の橋渡しする任務を帯びたようである。Jean Darrouzès, *Recherches sur les ὀφίκκια de l'église byzantine*. Paris, 1970. p. 314.
- 28) Gautier, *Diataxis*, I. 124-125.
- 29) 渡辺金一『コンスタンティノーブル千年』, 岩波書店, 1985年, 3-22頁は, その一例として, まさにアッタレイアテスの証言 (*Historia*, 201, 19.-204, 12.) をもとに, ミカエル7世治世の実力者ニケフォリツェスによる, ライデストス城外に設立された穀物取引所を舞台にした「不正」の模様とその顛末とを紹介・解説している。この事件については, ほかに根津由喜夫「ライデストス穀物専売政策をめぐって」(『史林』70-1, 1987年, 44-72頁)があり, そこでは, この事件の主要な情報提供者としてのアッタレイアテスの政治的・社会的立場, また彼の施設設立についての簡単な紹介が得られる。また一方, 井上浩一「ケカウメノス『ストラテギコン』(上)」『人文研究』(大阪市大) 38, 第13分冊 (1986) 51-53頁では, 徴税請負に伴う危険を実例をもって示し, これに従事することを戒める11世紀の人ケカウメノスの家訓が, 訳出・紹介されている。

- 30) 根津「ビザンツ貴族と皇帝政權」, 21-27頁参照。
- 31) Lemerle, *op. cit.*, p. 111. 換算はシルバツハに依った。1 λίτρα=23, 48πf  
Erich Schilbach, *Byzantinische Metrologie*. München, 1970. p. 268.  
Tabelle II.
- 32) Gautier, *Diataxis*, l. 424-454., “Ἔσται οὖν προσκεκυρωμένα τῶ  
πτωχοτροφείῳ μου εἰς κληρονομία(ν) τοῦ ἐν Τριάδι ὑμνουμένου καὶ  
δοξαζομένου Θεοῦ ταῦτα· τὸ [προάστειόν μου] τοῦ Σελοκάκα σὺν τῶ  
Μακρῶ Χωρίῳ, τὸ προ(ά)στ(ειόν) μου τ(ῶν) Βαβούλ(ου) ἦτοι τοῦ  
[Λιβός], τὸ προ(ά)στ(ειόν) μ(ου) ἢ Ἁγία Μυρόπη, ἦτοι τὸ μονοκέλλιον,  
τὸ προ(ά)στ(ειόν) μ(ου) τοῦ Συμεωνί(ου), καὶ ἀπὸ τῶν ἐν τῶ Μεσοκωμίῳ  
προαστείων μου ἔν, ὅπερ ἀπὸ τῆς ἀνεψιάς τοῦ π(α)τρικί(ου) κυ(ροῦ)  
Βασιλεί(ου) τοῦ Σκριβὰ ἐξωνησάμ(ην), ἢ ἀλλῆ| τ(οῦ) Μεταξᾶ, ἢ ἀλλῆ  
τ(οῦ) Ἁρκολύκη σὺν τ(οῖς) ἀπὸ ἀνταλλαγῆς τῆς Ἁγί(ας) Σοφίας  
περιελθοῦσιν οἰκῆμα(σι), καὶ ἢ ἀλλῆ τοῦ Κεντάρχ(ου) μετὰ τῶν ἐν  
αὐταῖς οἰκῆματ(ων) πάντων, ……………Ταῦτα τοίνυν τὰ ἀκίνητά μου, ὅσα  
δὴ ἐμνημόνευσα, ἀπεντεῦθεν ἤδη προσκυρῶ τῇ κληρονομίᾳ τοῦ  
μεγάλ(ου) Θεοῦ καὶ σ(ωτῆ)ρ(ο)ς ἡμῶν Ἰ(ησοῦ) Χ(ριστοῦ) τοῦ ἐκ  
παρθ(ένου) τεχθέν(ο)ς, ἦτοι τῶ πτωχο|τροφείῳ μ(ου), ὡς περ δὴ καὶ τὸ  
μοναστήριον. Ὁφείλουσι δὲ εἶναι προσκεκυρωμένα τούτοις καὶ τὸ  
μαγκικικὸν ἐργαστήριον τῆς Πόλεως τὸ συνημμένον τῶ ἐν τῇ  
θεοφυλάκτῳ Πόλ(ει) πτωχοτροφείῳ μου τὸ ἔχον ἐνοίκιον νομίσμα(α)  
εἴκοσι τέσσαρα κ(αὶ) τὸ μυρεψικὸν ἐργαστήριον τὸ ἔχον ἐνοίκιον  
(νομίσματα) ἰδ’ καὶ τὰ ἐν[οικικὰ] οἰκῆματα τὰ διακρατούμενα παρὰ  
Θεοδώ(ρου) τοῦ λατροῦ εἰς ἐνοίκιον (νομισμάτων) ε’. Προσαφ[ιερῶ] δὲ  
τούτοις καὶ τὰ ἡμίση δίκαια τοῦ οἴκου μου τοῦ γεγονό(ς) Θωμᾶ  
(πρωτο)σπαθ(αρίου) τοῦ Νικαέως ὥστε ἀπὸ τῶν τριάκοντα καὶ ἕξ  
νομισμ(άτων) τοῦ ἐνοικίου αὐτοῦ λαμβάνειν νομίσμα(α) ἰη’, ὡς τῶν  
ἐτέρων ἰη’ ὀφειλόντων κατα|κενοῦσθαι τῶν μὲν ὀκτώ εἰς ῥόγαν τῶν  
κληρικῶν τοῦ ἀγί(ου) Γεωργίου τοῦ Κυκαρισίου ὑπὲρ τοῦ διαφέροντος  
ἡμῖν τάφου, ὃν καὶ αὐτὸν εἰς κληρονόμους μου καταλιμπάνω, τῶν δὲ  
δέκα ἐξαναλοῦσθαι εἰς τὰ μνημόσυνα ἐμ(οῦ) τε καὶ τῶν δύο μου  
συνεύνων τῆς τε κυρᾶς Σοφίας καὶ τῆς κυ(ρᾶς) Εἰρήνης καὶ τῶν  
γονέων μ(ου) Εἰρηνοῦ καὶ Καλῆς.” なお、アッタレイアテスは、残余財産  
を注意深く取り分けて、別途直系子孫への世襲財産とした。それには、コ  
ンスタンティノーブルの「小さな館」、コンスタンティノーブル、ライデス

トス, またセリュンブリアの賃貸用家屋の一部, メソコムイオン中のスクリーバの所領を除く諸所領 *proasteia* が含まれた。 *ibid.*, l. 455-490. アッタレイアテスは, これらもまた皇帝文書 (ミカエル 7 世の 1075 年のクリュソブローロス) による免税特権を享受すると宣言している。当初彼は, これら資産に対する子孫の恣意的処分を厳しく予防し, 施設の権利主張を彼らに優先させた。子孫断絶後は自動的に施設に帰属する, 等。しかし, 後の追記部分 (l. 1109-1114.) において, この規定を撤回している。

- 33) ニッセンは, この人物を妻の伯 (叔) 母エウフロシユネーの夫であったかもしれないと推測するが, 決め手はない。 *Nissen, op. cit.*, p. 109.
- 34) この教会は, コンスタンティノープルの南西にあり, その起源は 9 世紀にまで遡る。アッタレイアテスは, 自らの, また両親, 亡き妻たちの魂の救済のために記念堂を建て, その建物を「所有物」として将来の相続人たちに遺譲した。 *Lemerle, op. cit.*, p. 81. R. Janin, *La géographie ecclésiastique de l'empire. T. III: Les églises et les monastères*. Paris, 1969, p. 70.
- 35) *Gautier, Diataxis*, l. 1314-1342. ほかに, ニケフォロス・ボタニアテス発布のクリュソブローロスの「写し」末尾部分における追記 (l. 1713-1722.)。これについては, 92 頁を参照。
- 36) *ibid.*, l. 681-691., “*Ἀριθμὸν δὲ τὸν ἐν τῇ τοιαύτῃ μου μονῇ μοναχῶν τυπῶ καὶ περιστῶ τὸν ἑβδομον, εἰ καὶ νῦν διὰ τὴν στένωσιν τῶν πραγμάτων πέντε(ε) μόνους κατέταξα, ὡς παρθένον καὶ τίμιον καὶ πρόκριτον λογιζόμενον, καθ' ὃν|καὶ οἱ| αἰῶνες ἐτάχθησαν καὶ τὸ τῶν ἑβδομάδων μέτρον καὶ ὁ τῶν ἀστέρων(ν) δρόμος ἐκ τῆς τοῦ Θεοῦ(ε)ῦ μεγαλοδυνάμου) προστάξεως· ἀγαπητό(ς) γὰρ οὗτος ὁ ἀριθμὸς καὶ μυστικὸς τοῖς τε παλαιοῖς καὶ τοῖς νέοις, καθὰ παρθένος, ὡς προδεικνύεται, διὰ τὸ ἐντὸς τῆς δεκάδος μόνον αὐτὸν μῆτε(ε) γεννᾶν μῆτε γεννᾶσθαι.*”
- 37) 修道院は, 首都の中心部「アゴラとは至近の」場所にあったが, アッタレイアテスは, この場所柄を理由の一つとして, 所属修道士が「エウヌーコス」*εὐνοῦχος*, つまり「去勢された者」であることと定める。『鬘を蓄えた者』*βαρβάτος* がそこに住まうことには, 危険がなきにもあらず」なのであった。 *Gautier, Diataxis*, l. 791-802. もっとも, アッタレイアテスの血縁に連なる者はこの規定より除外され, また, 人格・信心において非の打ちどころのない人物であれば, その人物の受け入れを認めるのではあるが。
- 38) *ibid.*, l. 788-790.

- 39) ここで「修道士頭」と訳した *ἐκκλησιάρχης* とは、教会の維持、特に典礼司式に関わる事柄全般を担当する職務者である。cf. Gautier, *Typikon du Christ Sauveur Pantocrator. Revue des études byzantines* 32 (1974) p. 32, n. 10.
- 40) Lemerle, *op. cit.*, p. 91-92. n. 49. Gautier, *Diataxis*, p. 13-14. ルメルの丹念な論証には異論の余地はなく、ゴティエもこれに従う。ジャンン、ツォラキスの混乱は、R・デヴレースがヴァチカン所蔵の一ギリシア語写本に見られる「ミカエル」のサインをアッタレイアテスに同定したことへの追従から生じた。R. Janin, *op. cit.*, p. 513. Tsolakis, *Aus dem Leben des Michael Attaleiates*, p. 9-10. R. Devreesse, *Codices Vaticani graeci, II*, 1937, no. 342., p. 16-18.
- 41) autodespoton とは、「完全なる独立とあらゆる負担からの免除」を意味する。P. Placidus de Meester, *De monachico statu juxta disciplinam byzantinam: statuta selectis fontibus et commentariis instructa*. Vatican, 1942. p. 105-107. ここでデ・メースターは、まさに11世紀後半よりかかる社会的文脈の中で用いられるこの用語の使用例を列挙している。
- 42) Gautier, *Diataxis*, l. 491-529. Lemerle, *op. cit.*, p. 82-83, 105-108.
- 43) Gautier, *Diataxis*, l. 694-703.
- 44) trachy (*νόμισμα τραχύ*) とは、11世紀から14世紀にかけて鑄造された「凹面を持つ」(語の原意)貨幣の通称である。同種の形態を有したノミスマ金貨については別に Hyperpyra の正式名称があることから、通例それ以外の貨幣(金・銀を含有した合金貨幣、銅貨等)を指し示す。Philip Grierson, Art. in *Oxford Dictionary Byzantium*. p. 2101. また、『定書』にこれと並んで登場する tetratēron (*νόμισμα τετρατηρόν*) とは、この場合、965年頃から1092年にかけて鑄造された軽量金貨の名称であり、11世紀半ばにその重量が3.98gに標準化されたものである。id., Art. in *ODB*. p. 2026-2027.
- 45) *ibid.*, l. 516-523., “ταῦτα γὰρ τὰ μοναστήρια οἶδα χρῆζοντα ἐλέους διὰ τὸ πάντη τούτων ἀνείσφορο(ν). Καὶ τυπῶ ταῦτα λαμβάνειν ἀπὸ τῆς προσόδου τῶν ἀλλῶν τῶν ὑπὸ τὸ πτωχοτροφεῖόν (μου), τὰ εἰρημένα ἐτήσια τοῖς μοναχοῖς διαμερίζεσθαι ὀφείλοντ(α) ἀκαινοτομήτ(ως) τῶν τοιούτων μοναστηρίων, καὶ ἵνα ἐγγράψωσιν ἐν τοῖς ἱεροῖς διπύχοις αὐτῶν τὸ ὄνομά μου καὶ μνη|μονεύωμαι ἐν αὐτοῖς διηνεκῶς, …”
- 46) 「カリステイキア」の善用を目指して、総主教アレクシオス・ストゥディテス(在位1025-43年)が行った1027年の一連の改革の中では、男性が女子

修道院の、女性が男子修道院の管理権を持つことは禁じられていた。アタレイアテスの時代もその影響下にはたらずであるが、この例はその禁を破っている。この改革については、Alexius Studites, *Hypomnema A'* (1027). Rhalles & Potles, *op. cit.*, vol. 5., p. 20-24. V. Grumel, *Les registes des actes du patriarcat de Constantinople*, No. 833., Emilio S. I. Hermen, *Ricerche sulle istituzioni monastiche bizantine. Tipika ktetorika, caristicari e monasteri (liberi)*. *Orientalia Christiana Periodica* 6 (1940) p. 320-321. を参照。

- 47) Gautier, *Diataxis*, l. 782-784. Lemerle, *op. cit.*, p. 84.
- 48) Gautier, *Diataxis*, l. 785-786. Lemerle, *op. cit.*, p. 84.
- 49) Thomas, *op. cit.*, p. 184.
- 50) Gautier, *Diataxis*, l. 787-791. ただし、設立当初に彼が自ら指名した2人のアントニオス（「修道士頭」とライデストス派遣の救貧院担当修道士）は、他処の修道院からの引き抜きであったようで、その例外とされる。
- 51) *ibid.*, l. 779-786. Lemerle, *op. cit.*, p. 84. この「アポタゲー」の問題は、787年に開催された第2ニケーア宗教会議の第5教令、第19教令の中で成文化された。C. Nicaen. II (787), canon 5. (Rhalles & Potles, vol. 2. p. 572-573.), canon 19. (*ibid.*, p. 631.) なお、彼は、修道誓願者から10ノミスマタのいわば「剃髪料」を要求しているが、それはその者の受け入れ時における儀式と供宴のための支出に予め特定されていた。Gautier, *Diataxis*, l. 709-717. Lemerle, *op. cit.*, p. 84.
- 52) Gautier, *Diataxis*, l. 394, 1617, etc.
- 53) *ibid.*, l. 940-959.
- 54) *ibid.*, l. 845-861.
- 55) *ibid.*, l. 247-262.
- 56) 「カリスティキア」*χαριστική* とは、10-12世紀にわたって見られる「教会施設管理の俗人委託」現象である。これは、当初、荒廃した教会施設の修復・再興を目的に、皇帝、教会諸権威、また、高位の国家役人がその管理を俗人に委託することで発生した。しかし、既に10世紀末頃より、必ずしも困窮状態にない施設を対象に管理委託が行われるようになり、これは、実質的には教会施設の経営権をめぐっての、世俗・教会権力による利益分配にほかならなかった。11世紀半ばになると、帝国内の政治的混乱と相まって、この制度の「濫用」はますます盛んになる。既に10世紀段階より、教会内の「良識派」により数度の改革運動が試みられ、1080-90年代にもなると制度是正・廃止の動きが本格化した。なお12世紀に至ってもか



かる委託は行われていた。この現象が史料上消滅するのは、やっと1204年以降になってのことである。この問題の詳細については別稿で論ずる予定であり、参考文献としてここでは差し当たり H el ene Ahrweiler, *Charitativariat et autres formes d'attribution de fondations pieuses aux Xe-XIe si cles.* in id., *Etudes sur les structures administratives et sociales de Byzance.* London, 1971. を挙げるにとどめる。

- 57) Gautier, *Diataxis*, l. 247-262. なお, l. 404-423. では、血縁相続人が絶えて真に独立の施設となった際にも、帝国、教会、一般俗人の権威のもとに服してその財産が接収されることのないよう、改めて述べている。
- 58) *ibid.*, l. 124-126, 280-291, 324-330. Lemerle, *op. cit.*, p. 80, 102-103.
- 59) Gautier, *Diataxis*, l. 280-294.
- 60) *ibid.*, l. 398-423. Lemerle, *op. cit.*, p. 80-81.
- 61) Gautier, *Diataxis*, l. 908.
- 62) *ibid.*, l. 602-618.
- 63) *ibid.*, l. 361-379. Lemerle, *op. cit.*, p. 80.
- 64) Gautier, *Diataxis*, l. 295-301, 903-920. Lemerle, *op. cit.*, p. 86. なお、このようにして排除された者には、「慈善的措置」として毎年「修道士1人分の年金」が与えられた。Gautier, *Diataxis*, l. 920.
- 65) *ibid.*, l. 903-908., “διορίζομαι) ινα πρὸς τὸν μὴ ὀρθῶς κεχρημένον τοῖς ἐμοῖς διατάγμασι καὶ τοῖς τῶν εὐαγῶν οἰκῶν πράγμασι γίνωνται τρεῖς παραγγελίαι ἐγγραφοῖ ἐπὶ μαρτύρων κατὰ περιόδους τριμηνιαίας, καὶ τότε εἰ μὴ διορθοῦται, εἰ μὲν περίεισιν ἕτεροι τοῦ γένους μου, ἵνα προτιμᾶται ἕτερος ὁ ὑπερέχων ἐν ἀρετῇ καὶ βί(ου) λαμπρότητι, ἐπιλειπόντων δὲ τῶν ἀρρένων, τότε ἵνα καὶ τὸ θῆλυ κατὰ τὸν τοιοῦτον| σκοπὸν ἀπαντᾷ.”
- 66) Lemerle, *op. cit.*, p. 92, n. 49. Gautier, *Diataxis*, p. 14. また、Gautier, *Le synode des Blachernes, Revue des  tudes byzantines* 29 (1971) p.220, 280f. を参照。この会議は、1080年代にアレクシオス・コムネノスの教会財産接収に対する猛烈な論駁を展開し、追放の身となっていた(1086-94年) カルケドン都主教レオンの処遇と、その主張の検討を中心議題として、同帝により召集された。この会議において、レオンの復位が実現し、レオン派の主張が概ね認められた。(註70参照)
- 67) ここにはライゲストスの「救貧院」についての消息は見られない。しかし、この段階(1094年)でそれがどうなっていたかという問は、あるいは意味をなさないのかもしれない。アッタレイアテス自身は施設全体を「救

貧院] ptōchotropheion と称したが、首都にあっては、その通称として「アッタレイアテスの修道院」との呼び名が定着していたとも考えられるからである。

- 68) Lemerle, *op. cit.*, p. 111-112.
- 69) アッタレイアテスの事例は、ビザンツ「貴族」の社会的存立原理を如実に浮かび上がらせている点でも示唆的であった。彼の例にも見られるように、ビザンツの「貴族」ἀριστοκρατικοί ≒ 「有力者」δύνατοι は、原理的には、国家の高級官職を得ることによってはじめて、かくありえた。彼は、往々にしてそのことによって高位の爵位を授与されたが、ともかくも厳然と存在した国家の官職・爵位体系に与ることで、その者は「貴族」たりえたのである。よく引照される史料文言として一例をあげれば、934年に発布されたロマノス・レカペノス帝の新法は、「デュナトイ」なる者として、「マギストロス、パトリキオス、ストラテegos、文武の官職・位階の就任者、元老院議員、テマの長官（アルコン）、都主教、大主教、主教、修道院長、教会関係のアルコン、国家・教会機関の長」を挙げている。J. & P. Zepos, *op. cit.*, vol. I. p. 209. ビザンツの官職・爵位の付与は、原則として一代限りのものだったから、それは世襲的貴族というよりは、特権的官僚層と捉えるべきかもしれない。もちろん、ビザンツにおいても絶えず「貴族」層のいわゆる門閥化の傾向は現れ、とりわけ10世紀後半以降には、幾つかの有力家門の門閥化が顕著になった（註23参照）。しかし、アッタレイアテスの生涯が示すように、自己の才能と好運に恵まれた者は、依然として一定程度の栄達にまで達することが可能だったのである。ただし、全てのビザンツ貴族がアッタレイアテスと同様の社会的境遇を共有したといえば言い過ぎになり、もとより彼の事例は文官貴族としての一類型にすぎない。
- 70) もっともこの点については、帝国の危機に際して、皇帝が教会財産の接収を行い、国庫の欠乏を補うということも、事実としてありえた。例えば、登位まもないアレクシオス・コムネノスが、エピロス地方に上陸したノルマン人を迎えて死闘を展開した際には、国庫が底をつき、その欠を補うためコンスタンティノーブル大教会の聖器物に手をつけた。Anna Comnena, *Alexiades*, éd. Bernard Leib. vol. 2. (Paris, 1943) p. 10-13. しかしその場合も、彼が接収したのは、土地・不動産ではなくあくまでも聖器物であったこと、また、その後聖職者たちの抗議により直ちに謝罪を行い補填をしたことは、注意されてよい。なお、アレクシオスは、この際に教会聖器物の接収を禁ずる一クリュソブロースを発布したが（J. & P.

Zepos, *op. cit.*, vol. I. p.302-304.), 直後の1083年には再び同じ行為を繰り返し、カルケドン都主教レオンの反駁を惹起した(註66参照)。

71) 例えば, Emilio S. I. Herman, *op. cit.*, (註46) p. 293-375.

72) 例えば, Georg Ostrogorsky, *Pour l'histoire de la féodalité byzantine*. trd. par H. Grégoire. Bruxelles, 1954. 封建制論者たちは, 11世紀半ば以降帝国の「中央集権的統治能力」の圧倒的後退と並行して「封建的」大土地所有が伸展し, コムネノス朝の成立は「封建的」存立基盤の上に立った貴族層の連携体制にはかならなかった, といった謂いの中で, かかる「封建化」の一側面として聖界諸施設の資産の増大を捉え, またそれに支えられた封建領主貴族としての教会人を措定してきたのである。しかし, 教会所領, 教会人の社会的・政治的性格が一義的に捉えられるものでなかったことは, 本稿での考察からも明らかであろう。

[本稿は, 平成4・5年度の成城大学特別研究助成による研究成果の一部であり, 第17回地中海学会大会(平成5年6月27日, 於東京大学)における研究報告草稿に加筆・補正したものである。]

διαλυθηρροίμτο τι ζωαρχική  
 θήα χειρίσ κωσώμνάντ καιου  
 τηρύμνα. ζο δόζαμ τώρ σί  
 καιόμου τώρ σ. μύηαιάδ καιζο  
 τώρ αγώμασ τώρ σ. αμής ::

+ με αικιοσ δλ. π. κλ  
 οππ ππ οδ γ υ δ βη. οσγ  
 τολειδ. τδ αησ τρω  
 αδ κ β α σ γ θ ω. ισ απ  
 εαθε σ η δ μ κ ει ν βο λ ο  
 μη. σ η ρ η α υ δ β η  
 σα. μη κ ι μ ε ρ η η ε. ζο σ  
 η ρ α σ τ.

[左頁]

Codex Constantinopolitanus Metochii Sancti Sepulchri 375 (olim 44) f. 62<sup>v</sup>. 6行目以下は、アッタレイアテスによる自筆サインであり、“† Μιχα(ἀ)ήλ, πατρι(κ)ίος, ἀνθ(ύ)π(α)τ(ο)ς, κριτ(ή)ς ἐπὶ τοῦ ἵπποδρόμ(ου) (καὶ) τ(οῦ) β(ή)λ(ου), ὁ Ἄτταλειάτ(ης), τὰ ἀνωτέρω πάντ(α) βεβα(ῶ)ν σὺν Θ(ε)ῶ (καὶ) ἀπαράθραυστα μένειν βουλόμενος, ὑπέγραφα καὶ ἐσφράγισα, μηνὶ μαρτ(ί)ω, Ἰνδ(ικτιῶ)νος ἐ΄, ἔτους ςφπε΄ †” (「私, パトリキオス, アンテュパトスにしてヒポドゥロームと天幕の判事たるミカエル・アッタレイアテスは, 神の御力を得て以上のこと全てを定め, それらが侵されることのなきよう望み, ここに署名し, 封緘したものなり。第15インディクティオ, 6585年 (=西暦1077年) の5月」) とある。(原寸大)